

令和6年第2回
利根町議会定例会会議録 第2号

令和6年6月5日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
6番	新井邦弘君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	中村寛之君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	木村宜孝君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	鈴木壮君
住 民 課	長	大津聖二君
福 祉 課	長	服部豊君
子 育 て 支 援 課	長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		勝村健君
生 活 環 境 課	長	雑賀正幸君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		飯島弘君
建 設 課	長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課 長 補 佐		藤波勝君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	大越聖之君
生 涯 学 習 課	長	古山栄一君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	記 弓 削 紀 之
書	記 齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和6年6月5日（水曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは反問する旨宣言し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告，9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） おはようございます。1番通告，9番五十嵐辰雄でございます。
質問事項について申し上げます。

1番として，民間有識者で構成する「人口戦略会議」が公表した報告書について，お尋ねします。

公表したのは，今年4月24日です。民間有識者で構成する「人口戦略会議」が公表した報告書について，その内容によると，全国の4割以上に当たる744自治体が，若年女性人口の大幅な減少に伴い，将来的に「消滅可能性がある」と報告書を公表しました。この数字を見ますと，確かに現実味を帯びて衝撃が走りました。若年人口を近隣自治体で奪い合う状況も見られると指摘しまして，出生率向上に向けた取組の重要性を訴えています。

地方創生に巨額の予算を費やし10年を経過しましたが，地方の人口流出や過疎化は止まりません。多くの自治体が衰退の流れから抜け出せません。人口減少だから駄目ではなく，人口減少に合わせた社会に変えることが必要と思います。利根町の役場としても人材の育成を重視し，まちづくりの計画をつくる時は，コンサルタントに頼らず，自前主義にしてノウハウを蓄積し，まちづくりに活用することです。

そこで，次のことをお尋ねします。

（1）人口の減少を抑制することに総力を挙げて，住み続けたい地域づくりを町の行政機関を総動員して取り組む必要があります。

以上，1回目の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，五十嵐議員の御質問にお答えをいたします。

御質問にありました「人口戦略会議」が公表した報告書では，茨城県は当町を含めた17市町村が「消滅可能性自治体」と指摘され，私もこの状況に危機感を持っているところでございます。

一方で，今回の公表において持続可能性が高いと考えられる「自立持続可能性自治体」は全国でも数えるほどしかないため，人口減少は国全体の大きな課題であると考えております。

町の人口減少対策につきましては，昨年，第2回定例会の五十嵐議員からの一般質問でもお答えしましたとおり，人口減少対策に特化した第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた子育て支援・教育環境・定住促進等の具体的な施策を，空き家対策も含めまして取り組んでいるところでございます。この総合戦略は，まち・ひと・しごと創生法に基づき，人口減少対策と地方創生を進めるための計画となっており，令和6年度に計画期間が終了することから，第3期総合戦略の策定に向け，昨年度より準備を進めております。

第3期の総合戦略の策定につきましては、町の最上位計画であります総合振興計画と施策の重複している部分が多くあり、両計画ともに町の将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるための計画であるため、一体的な計画として策定をいたします。この計画の中で示す施策に取り組むことにより、町民の皆様が「利根町に住んでいてよかった。これからも住み続けたい」と思っただけのようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ただいま町長から具体的な実のある人口対策についての説明がありました。

そこで、今、日本創成会議の報告については、大分国民が関心を持ってきました。10年前、有識者でつくる日本創成会議、そのときは消滅可能性のある自治体が全国で896あると発表しました。これも相当ショックを受けました、人口減少は本当だろうかということが。そこで、全国的に各市町村単位で地方創生が始まりました。

先ほど申し上げましたけれども、民間の調査機関ですが、人口減少の自治体が744ということですが。これは前回の10年前の発表よりは若干減りましたけれども、小規模自治体では外国人の労働者、これが大分人口増につながったので、数字は前回よりは大分減りました。前は896あったそうですけれども、そこでこの会議のほうでも驚愕的な数字を発表しました。2050年、今2024年ですから、あと25年後、日本の人口は1億人を切ると、そういうわけでございます。

利根町についても、2050年の人口、今から25年後は8,023人、計算しますと7,317人の減少です。若い方は、25年後の利根町のその状況、風景が、頭に思い浮かぶと思うんです。年配者の方はちょっと分からないですけれども、若い職員さんたちは25年後の利根町の状況、特に役場の行政関係についても間近でございます。

そこで、町長がおっしゃるように、住み続けたいまちづくり、地域づくりについて、社会の維持が困難になってしまうと、そういう危惧されます。そこで、今から25年後の利根町の状況、今からやらないともう遅いです。ですから、若い方が英知を結集して、行政組織の構造改革、これを今からやる必要があると思うんです。

民間企業でも、いい経営者は構造改革を英断を持ってやった企業が成功しております。誰もこれもできないのでございますけれども、今の役場職員の優秀な人材を活用して、役場の構造改革を今から進める必要があります。その点をお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

今、五十嵐議員がおっしゃられたとおり、人口戦略会議のほうで公表されてまして、担当者としてもびっくりしているところなのですが、御存じのとおり、昨年度と今年度にかけてまして、総合振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらを一体化した計画を今

策定しているところです。その中で、人口ビジョンのほうも推計をさせていただきまして、新たな取組を実施できるものについてはその計画に乗せて、発展させることというよりは、今の状態を維持して町の行政を運営できるような形で取り組むような形で、今、計画のほうを作成しているところでございます。

前回の発表のときには、その後、国においてまち・ひと・しごと創生法などの法律ができて、今回の総合戦略みたいな形で作るような施策が進められてきているわけなのですが、今回この後どういうふうな形になるか分からないですけれども、今のところ、そういうような形で総合振興計画の後期計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらのほうを一体化させまして、持続可能な行政運営ができるように進めていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 25年後の人口8,000人というのは、ちょうど利根町が昭和29年当時の1町3村の合併時の人口、そういう姿になってしまうということで、非常に悲壮感を持っています。

それから、2番目でございますが、（2）のスタートアップの新興企業、こういった育成についてのお考えをお尋ねします。

利根町は企業立地促進条例ありますので、その条例等を最大限活用して、農業の振興と同時に新規企業、今、新規企業というのは相当生産性高いです。その点についてのお考えはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

今、企業立地促進法のことが出ましたので、こちらについて御説明させていただきます。

当町における企業誘致の促進及び雇用創出の取組については、町の遊休地や企業撤退跡地への企業誘致を促進するため、利根町企業立地促進条例に基づき、立地した企業に対する奨励措置として、固定資産税及び都市計画税の相当額を5年間、企業立地奨励金として交付をしております。

また、この立地した企業の雇用に対しましては、新規雇用者のうち、町内に住む35歳以下の方を引き続き1年以上継続して雇用していただけた場合に、1名につき20万円、こちらを3年間、雇用促進奨励金として交付している状況でございます。

○議長（大越勇一君） 藤波まち未来創造課長補佐。

○まち未来創造課長補佐（藤波 勝君） 町では、地域商業の担い手となる起業家の育成や支援策といたしまして、チャレンジショップ事業のほか、起業塾の開催、空き店舗バンク制度、空き店舗等活用創業期補助金制度など、様々な創業支援を行っております。

中でも、チャレンジショップにつきましては、現在、第2号店舗となります「ママとこカフェ」さんが出店中でございますが、連日、町内外から多くのお客様に御来店をいただ

いており、今はチャレンジショップ卒業後の独立開業を目指して準備を進めているところでございます。

また、令和3年度から行っております「とねまち起業塾」は、町内で起業や創業を目指す方々に経営に関する基本的な知識を学んでいただくとともに、起業を目指す者同士の人脈づくりの場にもなっており、これまでに延べ19名が卒業し、そのうち数名の方が既に町内での開業を果たしております。

なお、この起業塾につきましては、今年度からは、利根町商工会が主催となりまして事業を実施することとなっております。

町では、今後も商工会と連携をしながら、引き続き起業、創業を目指す方々に対しまして包括的な育成・支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 企業の誘致、利根町の条例を最大限活用して、利根町以外に広げた活動が必要です。企業誘致といえ、今までは、従来は重厚長大型の設備を有する企業、しかし近年はDX革命と言われるように、100年に一度の時代の変革でございます。人工知能、生成AI、情報化の推進、それから多様な産業が新しく生み出せます。次世代の企業の誘致についても、商工会と連携を取って、情報の収集、発信に期待を持っております。

その商工会と連携についてのお考えがあれば、お答えください。

○議長（大越勇一君） 藤波まち未来創造課長補佐。

○まち未来創造課長補佐（藤波 勝君） 商工会の連携についてでございますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、今まで町のほうでとねまち起業塾というものを開催してはいたしましたが、今年度からは、商工会が主催となってこちらの起業塾を開催していただくということで予定をしております。

今まで過去3年間、町のほうで起業塾のほうを実施してまいりましたが、そちらの内容と講師の先生のほうを踏襲していただくような形で、引き続き同じような内容で商工会のほうに実施をしていただくということで、町といたしましても、これから商工会と連携を図りながら、特に個人事業主の方で利根町で開業したいという方もいらっしゃると思いますので、そういった方たちが利根町の中で無事に開業を果たせるように支援のほうをしてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、2番目の農業関係について質問いたします。

今、一番、農業関係でございます。農地利用の地域計画の策定、この手順についてお尋ねします。

地域計画は、農業経営基盤強化促進法第19条に詳細が規定されています。農業経営基盤の強化の促進に関する計画で、農地利用の設計図でもあります。農業については、時代の

流れとともに、大分政策は変わってきます。平成24年以来取り組んできた「人・農地プラン」の取組をさらに進化させた地域農業の将来の在り方に関する計画です。地域計画では、農業を担う者ごとに利用する農地を示した地図を備えた「10年後の地域農業の設計図」です。これは令和6年度から令和7年度にかけて2か年かけて、来年3月いっぱいまでに策定することが義務でございます。

(1)で、地域計画は、市町村が策定します。これも、地域の農業者が主体でございます。地域計画を推進するために、役場の意義について、行政の意義、これをお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） それではお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、これまで地域の話合いにより人・農地プランを作成し、実質化に取り組んでまいりましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。

このような地域の課題を解決するため、農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村において、令和7年3月末までに人・農地プランに代わる地域計画を策定することが義務づけられました。

地域計画は、農業者や地域の皆さんの話合いにより策定される、将来の農地利用の姿を明確化する設計図で、現況地図を基に、担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した目標地図を作成いたします。地域農業を持続可能なものとし、発展させていくため、さらには地域農業の将来を築く上でも、地域計画の策定は重要であると考えているところでございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは次の(2)ですが、地域計画は、地域の農業・農地の10年後の設計図です。そこで、担当課長、策定作業を進めていく手順ですが、これについてお尋ねいたします。どういうことから着手して、どんな手順を踏んでやりますか。その手順について、お答えください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 地域計画の策定手順につきましては、まず人・農地プランを確認した上で、協議の場の設置区域や関係機関の役割の検討、工程表の作成から始まります。

当町においては、旧町村単位で人・農地プランを策定しておりましたので、地域計画においても、そのまま文地区・布川地区・文間地区・東文間地区の4地区を協議の場の設置区域として設定してございます。

次に、協議の場、いわゆる座談会になりますが、令和6年1月から2月にかけて、各地区で座談会を開催したところでございます。その座談会で挙げられた議題や御意見などを取りまとめまして、現在は町公式ホームページにて座談会の結果を公表してございます。

次に、座談会の結果を踏まえ、目標地図を含む地域計画（案）を作成することとなります。本町におきましては、6月10日に農業委員及び推進委員にお集まりいただき、各地区の目標地図の素案を作成していただく予定でございます。

その後、目標地図を含む地域計画（案）ができましたら、再度、座談会により地域計画（案）について御説明し、関係者への意見聴取を行った後、地域計画（案）について2週間の縦覧を経て、地域計画の策定・公告となります。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） これからやっていくようでございますが、それでは次の（3）のほうに行きます。町と農業者が一体的になり、地域計画を策定するのが本当でございます。そこで、農業委員会の役割、今度の場合は農業委員会の役割が非常に重い責任があると思うんです。

それで、市町村は、地域計画を策定する場合には、関係者を集めて協議の場を設けるわけでございますが、今、課長が言うとおりの、6月にやるというわけですが、法律に位置づけられているのは、その中に必ず農業委員会が加わるというわけでございます。これまで農業委員会の作業としましては、農地法の許可が一番多いです。よく農地法の第3条とか第4条とか第5条とかありますけれども、これからはその地域計画の策定に対して相当農業委員会の重きが置かれます。

この地域計画を策定する場合のメンバーですが、当然、農業委員会は入りますけれども、そのほか関係機関としてはどういう方が入って協議しますか。その点、もしメンバー等があればお示しくください。

以上です。

○議長（大越勇一君） 飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 地域計画における、まず農業委員会の役割といたしましては、一つ目が農地の出し手・受け手の意向調査、二つ目が遊休農地、所有者不明農地の把握、三つ目といたしましては担い手など地域の農業を担う者の把握、四つ目といたしましては農地バンクへの貸付けの働きかけ、以上4点について確認し、目標地図の素案を作成することでございます。

地域計画の策定後も、先ほど申し上げました4点については常に留意し、また定期的に農地の出し手・受け手の意向調査を行うこととなりますので、農業委員・推進委員の皆様には、調査の回答を得られなかったお宅に訪問し意向調査を進め、より精度の高い結果となるよう努めてまいります。この調査結果を基に、目標地図も随時見直し、更新していくこととなります。

あと、先ほどの協議の場、座談会のメンバーですけれども、この間の1月と2月にやったメンバーとこの次も同じメンバーとなると思いますけれども、まずその地区の担い手の方、あと市町村、私たち農業政策課もそうですけれども、あと農林事務所企画調整課の方

とか農業改良普及センター、あと土地改良事務所の方、水郷つくばわかぐさ支店の方、そういう方が集まって協議の場でお話をしております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 計画を策定するときの素案づくりについては、やはり地権者、農業者の意向を十分に反映して、1筆ごとに確認するわけですね。面的でなくて1筆ごとに、筆ごとに確認するんですよね、これはどうしますかと。その点についての確認は、誰がやるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） その意向調査といいますか、そちらのほうは既に令和2年に実施しております、その令和2年の意向調査を基に、今回その計画を立てるものです。また、令和7年度にもそういった意向調査をいたしますので、先ほど言ったように、随時更新というような形で今後進めていく予定でございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ですから、今回のこの計画策定には、農業委員会の皆さんと、それから農地利用最適化推進委員さんの御苦労は相当なものでございます。ですから、御苦労に感謝を申し上げます。

利根町の農業は、基幹産業です。ですから、10年、20年後も農業経営が永続できるように、荒廃農地の発生を未然に防いで、この地域計画が一番大事でございます。昔で言えば、都市計画法の調整市街化区域の線引きと同じように、農地の線引きでございます。これを、しっかりと力を入れてお願いします。

では、今、進捗状況は、その素案づくりはいつ頃までにやるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 今現在、先ほどもお話ししたとおり、令和6年1月と2月に座談会を開催しております。その結果を、今公表しているところでございます。先ほど言ったように、6月10日にはその目標地図の素案を作成して、今後、11月頃にもう一度座談会を実施する予定です。4地区に分けてになりますが、その座談会の御意見を踏まえて、令和7年3月に策定案をつくる予定でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） よく理解しました。よろしく願いいたします。

それでは、最後の3番目のごみについて、お尋ねします。

役場のほうでは、ごみ処理基本計画、令和5年度で終わったものが令和6年度に継続して、令和6年3月に新しい計画がまたできました。行政は継続性がありますので、令和5年度に終わったものをよくそこを検証しながら、未達成については令和6年度に自動的に

継続して、ごみ処理計画が円滑に機能するようにお願いします。

通告によって質問しますが、ごみ処理基本計画、これは令和5年度までに終わって、令和6年度は4月から継続してやっております。ですから、令和5年度の積み残しは当然、次年度に継続したものとみなされます。

そこで、ごみ処理基本計画第6章第3節、収集運搬計画、分別区分、収集方法について、当面はこのごみ処理基本計画の現行の表の6-1を基本としますが、粗大ごみについては、戸別収集方法への変更を検討していきますと。将来的には予約制による戸別収集への変更も検討していきますと、ちょっと内容がダブっていますので、大分ここら辺ふくそうしているから中身の整理がつかないのですが、それで、ごみ処理基本計画にありますように、高齢化社会が大分進行しています。担当課といたしましても、高齢化社会の現状を直視して、利便性の向上を図ることが大事でございます。

その戸別についての検討ですが、令和5年度から令和7年度に継承して、どのように課題について整理して検討したかについてもお尋ねいたします。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） ごみの発生・排出抑制及び排出されたごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の適正な処理や循環型社会の構築を目指し、計画的にごみ処理を行うため、令和6年3月にごみ処理基本計画を策定いたしました。

前のごみ処理基本計画は平成20年12月に策定しておりまして、計画目標年次は、平成20年度から令和5年度（平成35年度）までの15年間であります。

前回の計画期間が終了により、新たな社会経済情勢の変化に対応した、ごみ処理に関する長期的かつ総合的な推進を行うための計画でありまして、今回の計画期間も、令和6年度から令和20年度までの15年間としております。

ただし、廃棄物の処理を取り巻く環境の変化やごみ総排出量の削減目標を考慮し、おおむね5年ごとに見直しを行います。

同計画にあります、第6章、ごみ処理基本計画の第3節、収集運搬計画、2の分別収集法、（2）分別区分と収集方法の中で、粗大ごみについては、戸別収集方式への変更を検討していくとしております。現行の粗大ごみ収集方法につきましては、ごみ集積所に運んでいただき、月2回収集を行っております。

御質問のごみ集積所の箇所数でございますが、令和6年6月1日現在で421か所ございまして、そのうちごみと資源併用としている集積所が298か所、ごみのみが105か所、資源のみが18か所でございます。

次に、居住地から集積所までの距離でございますが、集積所の設置場所については各地区より集積所の設置要望等により設置しておりまして、地区によって形状、設置状況が異なっております。距離については把握をしておりますが、地区により集積所までの距離は違いがございます。

次に、粗大ごみの戸別収集方式の課題・検討した結果についてですが、令和6年度を初年度としておりますので、目標に向かって戸別収集方法の効果や課題について、町の廃棄物減量等推進審議会ですらこれより協議を行いながら検討してまいりたいと思います。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長，本当に詳細に御答弁されまして，よく理解いたしました。

そこで，近未来の話をしますとおかしいけれども，先ほど町長からも話があったように，利根町は急速な人口減少でございます。2050年，今から26年後8,023人と，7,000人も減少します。

そこで，この減少した数字を見るのは結構けれども，年度ごとに人口減少の推移，そして人口は年齢別に人口動態があります。人口動態調査もやっていると思うのですが，その人口動態と対比して，8,000人になったのは25年後であると，どういう年齢構成の下に人口減少になりますかと。よく今，高齢化率，65歳以上の高齢者が何%とか言いますが，高齢者はだんだん順番に他界してしまいますけれども，8,000人の状態のときの人口動態，こういうのもコンピューターで解析すると結果が出ますよね。

ですから，課長，今から5年，10年の計画は早いです。ですから，これから10年後の人口動態あたりも調査したほうがいいと思うんです。人口動態を分析して，長い期間かけて検討する余裕等はあまりないと思うんです。行政はよく可視化と言いますが，ごみの焼却についての集積，これも行政の可視化してください。

もう一つ，課長，今，広域行政で稲敷広域とか衛生組合，塵芥組合等，県の方針で広域化していますけれども，その点のごみについての長期展望について，もし担当課のほうでそういう資料等ございましたら御発表ください。お願いします。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それではお答えいたします。

人口減少につきましては，利根町だけでなく全国的に喫緊の課題になっているかと思えます。ごみ処理につきましても，今後の人口減少も含めまして，粗大ごみ以外の燃えるごみや燃えないごみにつきましても，出し方や収集方法などについて，町の審議会等で協議を行いながら検討してまいりたいと思います。

また，広域化についてですが，茨城県で令和4年3月に茨城県ごみ処理広域化計画を策定いたしまして，将来的に県内を10ブロックに区割りをいたしまして焼却施設を整備する方針を示しました。この計画におきましては，7市町村で龍ヶ崎市，牛久市，稲敷市，阿見町，河内町，美浦村，当町をブロックの6と指定され，現在四つあるごみ処理施設を一つに集約する案が示されております。

このような状況ですから，ごみ処理の広域化とごみ処理施設の集約化について検討するために，令和5年11月に龍ヶ崎の塵芥処理組合，あとは江戸崎地方衛生土木組合の2組合と，ただいま申し上げました7市町村で，茨城県ごみ処理広域化ブロック会議を立ち上げ

ております。

このようなことから、将来の広域化を見据えたごみ処理の方法なども考慮しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時とします。

午前10時44分休憩

午前11時00分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告，4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 2番通告，4番峯山典明です。本日も、お忙しい中議場にお越しいただきました皆様，そしてユーチューブのライブ中継を御覧の皆様，議会を傍聴いただきまして，誠にありがとうございます。

さて，6月3日の朝，突然，私のスマートフォンから大音量の緊急速報を告げる警報が鳴り響きました。驚きとともに，恐怖を感じました。震源地から離れた利根町にいる私です。さえ恐怖を感じたわけですから，能登地方の方々の気持ちは計り知れません。報道にあったように，今回の地震でも家が倒壊しました。被災された皆様には，心よりお見舞い申し上げます。

今定例会の一般質問ですが，避難所の問題を含め，五つ行います。一つ目が日本ウェルネススポーツ大学との連携について，二つ目が小中学校へのスマートフォンの持ち込みについて，三つ目が情報発信について，四つ目に大地震が起きた際の避難所の環境整備と災害後の対応について，五つ目に広島平和記念式典参加事業，そして利根町非核平和都市宣言について，以上五つの質問をさせていただきます。今回の質問だけでなく，今後も含めて住民福祉が向上することを願います。

それでは，一つ目の質問をさせていただきます。日本ウェルネススポーツ大学との連携についてです。

日本ウェルネススポーツ大学とどのように関わっていくのか。町と大学との関係性，そして事業の連携，今後の展望を伺います。

以降は自席から質問させていただきます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，峯山議員の御質問にお答えをいたします。

日本ウェルネススポーツ大学と町は、相互が緊密な連携の下、協力し、町の活性化と大学教育の向上を図り、相互の発展に寄与することを目的に、平成24年8月1日に協定を結び、大学との連携を図っております。

連携事項としましては、相互の人的、物的及び学術的資源の活用に関する事、教育、文化及びスポーツの振興に関する事、人材の育成に関する事、地域福祉・医療の向上に関する事などとなっております。

子供たちのスポーツの基礎を学んでもらうための「子どもスポーツ教室事業」や中学校部活動の地域移行に向けた活動である「地域クラブ活動推進事業」、大学が持つ学術的資源を活用した公開講座の開催など、大学と連携した事業を実施しております。また、町主催のイベント、町民運動会や駅伝大会、ロータスフェス等にも積極的に協力をいただいております。

なお、毎回好評をいただいている公開講座につきましては、令和6年度より開催回数を2回増やし、大学との連携、相互の活性化を図るとともに、町民への学習の機会の提供を拡大します。

今後も、日本ウェルネススポーツ大学と地域住民がスポーツを通じて交流し、健康や体力の基礎を培う機会の場を設けていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ただいま町長から協定の内容について触れていただきましたけれども、この日本ウェルネススポーツ大学との連携に関しては、この協定の内容が基になって事業だとかを決めてこられているということによろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） そのとおりになりますけれども、それで毎年、日本ウェルネススポーツ大学との連携希望事業ということで各課のほうに通知をさせていただきまして、その中で連携をしてもらえたらというような希望を各課のほうから頂戴いたしまして、ウェルネススポーツ大学のほうに照会をさせていただいて、回答をいただいて、相互で協力し合えるというものにつきましては連携を図っているというところでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 直近で構わないのですけれども、例えば過去3年の中で各課から希望があったものは何がございますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、令和5年度になるわけなのですけれども、まず「広報とね」、こちらのほうに日本ウェルネススポーツ大学の紙面を掲載する部分を設けていたりとか、子どもスポーツ教室事業、町民運動会、利根町駅伝大会、利根町ウオーキング大会、地域クラブ活動の推進事業、またあとイベントのロータスフェスや納涼大会のほうの参加とか、またSNS等を活用した情報発信の連携だったりとか、公開講座の実

施，こういうものが毎年同じような形になるんですけれども，上がってきています。何か新たに追加があればということで，毎年照会をかけさせていただいているところでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） この協定が結ばれたのが平成24年8月1日，2012年に結ばれていて今ちょうど約12年経過しているんですけれども，この間，町の活性化と大学の教育というものがどのように向上したのか。例えば，数字で表せるものございましたら，効果の検証のほど，伺いたいのですけれども。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今，その参加人数等の数字のデータ持っていないのですが，先ほど町長から答弁がありましたように，公開講座のほうにおきましては，参加応募がかなり多くて，途中でお断りをしている経緯がございました。令和6年度から新たに回数を増やしまして，公開講座のほうをお願いしているという状況がございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 大体こちらの連携の内容といいますのは，人的資源になると思うんです。イベントだとか，学生，そして指導者の派遣，そしてお手伝いというものがあるんですけれども，物的資源，そして学術的資源の活用に関してはいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 物的，学術的資源という部分が，恐らく公開講座の部分になります。昨年度までは年に回数のほうは2回やっていたけれども，今回また2回増やして，年4回という形でやっております。

この辺の公開講座のほう，できれば担当としましては増やして，町民の方がせっかく，日本ウェルネススポーツ大学，スポーツだったりとか健康に関する部分の講座等を実施していただいて，連携できればというふうには考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 例えば，大学の構内なのでございますけれども，こちらの本当に物理的なものに関しますと，キャンパス，校舎，そして体育館，こちらに関しては避難所の協定結ばれている関係上，災害が起きれば活用されると思います。しかし，図書館，食堂，そして授業や教育に使う器具，マシーン，こちらは一般開放に関してはいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） その辺の協定は恐らく，確認していませんけれども，結ばれていないと思うんですけれども，食堂のほうはたしかどなたが来ても利用して，提供を受けられるというふうには伺っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 城里町に「アツマーレ」という施設がございまして，こちらはJ

リーグの水戸ホーリーホックと連携して町民センターとして活用されていまして、中には行政機能を備えていながら水戸ホーリーホックの選手がトレーニングするという内容なのですが、選手たちが使用するトレーニングルームを一般の方たちも使うことができまして、Jリーガー、プロのサッカー選手が自分の隣でトレーニングしながら自分もトレーニングということが可能になっているということもありますので、大学生との交流する場ということでも、トレーニングルーム、そして食堂以外でも図書館も開放していただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 城里町の「アツマーレ」のほうは私も1回視察に行かせていただきまして、たしか半分が町の公民館みたいな事業の施設で、残りの半分が水戸ホーリーホックの民間事業で、そこで練習するトレーニング器具のほうを一般の方と一緒に、空いている時間があったいないので、選手と使えるというふうには伺っております。

町のほうとしましても、その辺はまたこれから日本ウェルネススポーツ大学のほうとお話をしながらとは思いますが、今度、文小学校の跡地に健康増進施設ということで、こういう運動器具を使った部分も導入する予定でございます。その辺の稼働状況も見ながら、その辺は検討を進めていきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 図書館はいかがですか。蔵書といたしますか、大学のスポーツ、運動、身体的機能に関する専門書籍、こちらの開放に関しても、町民の方たちからすると利根町の図書館だけでは不十分なところがありますので、大学の資産になりますが、そちらを開放していただけると大変学びになるという方もいらっしゃると思うのですが、図書館はいかがでしょう。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 申し訳ありません。図書館のほうは私のほうも見えてはいませんが、確かに大学の図書館になりますと専門的な図書が扱われておりまして、いろいろな起業を目指したり、将来自分のスキルアップを目指す方がそういう大学の図書館を借りて本を活用するというのも聞いたことはあるのですが、その辺につきましては、大学生のほうの利用状況もありますので、そこで可能な範囲で利用できるのであれば、相談してみたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 協定の中の2番目、こちらに教育、文化及びスポーツの振興にすることが書かれているのですが、先ほど子どもスポーツ教室だとか、すぽかるとね、町民運動会などなど、スポーツの振興に関することになるのかなと思うのですが、質の担保、質の向上というところではいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） その質というものがどういうものか分からないのですが、基本的に町民の方と連携するような形、町と連携して、町民の方が使っていただくという形になります。子供たちがスポーツ教室、サッカー教室をやったりとか、高齢者の方が公開講座に参加してやっていただいたりとか、その辺は質のほうについても今後検討しなければいけないのでしょうかけれども、今、その質が劣っているというふうには感じていないところでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ほかに先日、財産処分の話があったときに、大学との住民感情というんですか、そのもつれというものが見受けられましたので、もう少し大学と住民の間に町が入って交流する機会というのは必要だと感じております。そのようなところでもっと交流できればなと思っているのですが、授業の見学だとか、もしくは大学の構内の見学会というものは企画されますか、今後。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今のところ、そういうのを企画したことはございません。ただ、町民の方からそういう御要望があれば、お話をさせていただいて、見学できるかどうか、授業をやっていて学生さんたちのほうがどういう感じなのか分かりませんが、その辺は要望があれば、検討させていただきたいと思えます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 授業内容、教育に関して町が何か提言したり、提案したり、そのようなことはございますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 町の政策企画課として、あくまでも大学のほうは学校法人で認可を受けた大学でございますので、町からそういうような形で提言をするということとは行っておりません。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 学校教育課、指導課、もしくは教育長にも伺いたいのですが、この大学の教育内容、そして授業の質というところでは、今の政策企画課長と同じお考えでしょうか。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 私立のスポーツに特化した大学ですので、公的な教育委員会等が教育課程に関して特に意見を申すという立場ではないかなと思えます。

ただ、日本ウェルネススポーツ大学、4年制の大学ですので、そのスポーツに特化した学生あるいは教授の大学を代表した方々に教育委員会の様々な委員会、例えばすぼかるとねの事務局の委員さんになっていただく、あるいは今年からスタートしたコミュニティ・スクール、学校運営協議会の委員として日本ウェルネススポーツ大学の事務局に入ってい

ただくということはやってきております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） こちらが日本ウェルネススポーツ大学の2019年の大学案内なのですけれども、こちらにウェルネススポーツアカデミーというページがありまして、恐らく総合型スポーツクラブの内容かなと思われまます。地域の高齢者を対象としたスポーツ、地域の小中学生を対象としたバレーボールクラブ大会の開催、地域の小中学生を対象としたサッカークラブ大会の開催、地域の小中学校を対象としたバスケットボールクラブの開催、地域の小学生を対象とした野球教室の開催、そして一番下に、地域とのつながり、子どもとお年寄り、ビジョンの共有、安定した強化、生徒募集、学生の能力向上、体育館、グラウンド等の施設提供、指導者や選手の協力、大会の開催、このようなことが書かれているのですが、町としては、このウェルネススポーツアカデミーに協力してよりよい総合型スポーツクラブを運営していったり、協力していくというお考え、何かありますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） そういう具体的なお話があれば、協力したいとは思っております。町としましても、大学、野球だったり、スポーツいろいろやっておりまして、町としても応援していきたいというふうに思っておりますので、その辺は今後また連携していきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 文部科学省は開かれた大学づくりとして、大学には地域や社会の知の拠点として、住民の生涯学習や多種多様な主体の活動を支えると同時に、地域や社会の課題を共に解決し、その活性化や新たな価値の創造への積極的な貢献が求められるとうたっております。そして、これらの取組を継続することで、地域に支えられ、確固たる地位を築くことにつながると言っております。先ほど申しましたように、やはり町が大学と住民の間に立って、よりよい交流、よりよい関係性というものを築いていかないと、大変もったいないと私は考えます。

先日、役場の職員のある方と世間話と申しますか、懇談したときに、日本ウェルネススポーツ大学のポテンシャルを引き出せていないと、潜在能力はこんなものでない、もっともっと町の活性化のためには使わなきゃいけないのではないかというお話が出ました。私もそう感じております。

町が、2011年誘致して「みんなの廃校」プロジェクトによって、町に来たわけですよ。この「みんなの廃校」プロジェクトの中のよい事例として総務省でも挙げられていますので、もっともっと活用していただきたいと思っております。税金投入しておりますので、そこは使わなければいけないと私は考えております。

では、二つ目の質問に移らせていただきます。小中学生の小中学校へのスマートフォンの持ち込みについてです。

災害や通学途中での事故、犯罪などが起きたときの連絡手段として、スマートフォン及び携帯電話の持込みを認めてほしいという声が上がっております。今後、小中学校へのスマートフォンの持込みを検討されるかどうか、伺います。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） スマートフォンの持込みについては、令和2年7月31日付文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について」において、小中学校ともに「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、原則禁止とすべきである」とされており、また同時に、「個別の状況に応じて、例外的に持込みを認める」との考え方が国によって示されております。

町内の小中学校では、この通知に沿った対応が行われており、保護者から個別の相談に応じて、必要性がある場合にはスマートフォンの持込みを認めてきております。実際に学校からの報告では、今年度も若干名が既にスマートフォンを持参しており、保護者との相談中のケースも現在あると回答がありました。

当面はこの対応を継続していく予定でございますので、議員の皆様のところにもそういった声が上がっているのであれば、学校との相談を勧めていただきますようお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 条件つきでスマートフォン、携帯電話の持込みを認められているということですが、それが保護者の方に伝わっていない原因、何か考えられますか。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 先ほどの通知にもありましたとおり、原則禁止ということになっておりますので、こちらから改めてスマートフォンの持込みについて相談を持ちかけてくださいというお知らせはしておりませんので、確かに相談できるのか分からない保護者はいるのかなというふうには思っております。

このあたりに関しての対応は、今ここではお答えはできないのですが、そういった御意見が議員のところにある場合には、積極的に学校もしくは教育委員会への相談を呼びかけていただければと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） NTTドコモのモバイル社会研究所というところが、1,000組の親子、全国の小中学生の子供とその保護者を対象とした調査をしております、これが子供の携帯利用に関する調査、2019年のものです。こちら茨城県という具体的な自治体は出ていないのですが、関東の中で、小学1年生から小学3年生に関しては、57%の人たちが親子の連絡の必要性のため、携帯電話、スマートフォンの学校への持込みを認めてほしいという回答になっております。これは、登下校や放課後の連絡です。小学4年生から小学6年生に関しては71%の子供と保護者、中学1年生から中学3年生だと76%の子供

と保護者が、登下校や放課後の連絡手段の必要性としてスマートフォン、携帯電話の持込みというものを認めてほしいと訴えております。

このことも含めて、今後、教育委員会等で議論していただけたらなと考えます。いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 先ほど申し上げましたように、学校あるいは教室で必要のないものは持ち込まないという大原則がやっぱりあると思うんです。どうしても必要であれば、個別に相談をしてほしい。教育委員会が、このケースはオーケー、このケースは駄目とももちろん基本的な考え方は示したいとは思いますが、学校長が子供の持ち物については責任を持つ。

国や茨城県からの通知も同じようなことが書かれていまして、四つの携帯の持込みについて必要な条件を挙げています。一つが、生徒が自らを律することができるような携帯電話のルールを学校のほか生徒や保護者が主体的に考え、協力してそのルールが守られるということ。それから、管理方法、紛失のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。それから、三つ目としては、フィルタリングが保護者の責任の下、適切に設定されていること。最後に、携帯電話の使い方、これが家庭や学校で適切に行われている。

こういった前提条件の下、個別に相談をするということを考えていきたいと思えます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 大阪府では、教育委員会がこのスマートフォンの持込みに関して認める方針を出しております。その認める方針としましては、犯罪の増加、そして交通事故等の懸念から、保護者と連絡が取れたほうがよいという判断になっております。

先ほど、茨城県はそうではない、教育委員会だというお話でしたけれども、窃盗だとか、あとは遊びに使うかどうかということに関しては、すごく単純な話で、2009年、今から15年前、私が携わっていた高校生たちが通っていた学校では、今から15年前に既に携帯電話の持込みは許可されておりました。方法としましては、教室に入る前に生徒の持っている携帯電話、スマートフォンを教師が回収する。学校の授業、放課後までは、生徒に返さない。帰るとき、帰りのホームルームで返却するということでした。それで全くトラブルは起きていなかったというお話なのですけれども、ぜひ柔軟な対応をしていただけたらなと私は考えます。

今回、一般質問させていただいたのは、スマートフォンの持込みというよりも、子供との放課後、登下校での連絡手段、あとは防犯、災害が起きたときの連絡というところで不安を感じている方がいらっしゃいましたので、取り上げさせていただきました。

では、次の質問に移らせていただきます。情報発信についてです。

地域住民に関係する事業を行う場合、不安や疑問を解消するためにも可能な限り、早く

情報を伝えることが望ましいと考えます。全町もしくは地域住民へ情報を伝えるタイミングは定められているのか、それとも各課長の裁量に委ねられているのか、伺います。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 情報発信のタイミングにつきましては、各課長の裁量により発信しております。

情報発信の手段といたしましては、「広報とね」への掲載、または回覧文書の配布、ポスターの掲示、町公式ホームページ、行政アプリ、情報メール一斉配信サービス、エックスなどのSNS、防災行政無線等により情報発信を行っております。

情報発信の時期につきましては、広報や回覧文書は各世帯に配布されるまでに2週間程度を要することを考慮した上で、記事を掲載しております。町公式ホームページや行政アプリ、SNSにつきましては、広報紙とタイミングを合わせて情報発信をしていることが多く、情報メールや防災行政無線につきましては、事前に広報等で周知したものを再度お知らせする意味もあるため、事業実施の前日や当日に配信することが多い状況でございます。

伝えたい内容に応じて、誰を対象に、どのような手段で、どのようなタイミングでお知らせするかが情報発信において重要であると考えておりますので、職員一人一人が情報発信の重要性を理解し、効果的に行えるよう取り組んでまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先ほど、情報発信のタイミングは各課長の裁量に委ねられているという御答弁でしたけれども、例えばその情報がどの段階になったら、例えばある事業がありました。その事業が100%やりますと決まってから情報発信するのか、それとも業者さんが決まってからやるのか、それともそのような話があってこれから事業が行われそうだなという動きがあったときに情報発信するのか。これは、全て課長の裁量ということでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 今、議員おっしゃったのは、業者との関係ということですか。

町といたしましては、全部決まって事業が開催することになったら報告するというところで、庁議であったり、そういうところで各課長のほうに全部報告しております。住民にはなるべく分かりやすい情報を速やかに提供するというのを、各課長にはみんな伝えている状況でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 住民に対してはやはり同じような、庁議の中で情報開示があって、それから住民に情報を開示するという流れでよろしいのですか。それとも、庁議がある前の段階でこのような事業が、具体的に説明しますと、きくらげ栽培の説明会がございました。そのときに実際、今の農林業近代化施設を使ってきくらげ栽培をやってみたいんだという

業者から連絡があったのが約2年前。その2年前のときに地域住民の方たちに、このような動きがあるのでもしかしたらこの農林業近代化施設を使うことになるかもしれませんよ程度でもいいので、情報開示をしてもらえたらありがたいなという話がありまして、それで今回質問させていただきました。そのような状況の場合はいかがなのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 先ほど庁議と言ったのは、庁議において情報を提供するタイミング、それを先ほど私のほうで答弁したとおり、皆、各課長に委ねているという答弁をさせていただきましたけれども、どのタイミングで言うか、それを全課長が分かるようにということで、庁議のほうではその情報発信のタイミングを説明するという意味で庁議を出させていただきました。

今回、今言ってくださったところの話ですと、地域住民に関する事業を行う場合、情報発信のタイミングについてですが、正しい情報を多くの方に伝え、御理解していただきたいと考えておりますので、事業計画（案）の策定が終了しましたら、関係する地区等の区長さんに相談し、説明会の日時や場所等を決定して説明するという形になっております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ということは、このような動きがあるので皆さん、もしかしたら中止になるかもしれないし、やるかもしれないけれども、もしかしたらこの施設は使われるかもしれないよということを念頭に置いておいてくださいねというような情報の開示というのですか、ちょっとしたお話をすることはないということによろしいのですか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） きくらげ工場の話が出ましたので、その申請が上がってきたときに、たまたま前回の議会のときですか、こういう形の申請が上がっていますということは議員さんの前では報告したと思うんですけども、そういう申請が上がってきても、その後にその事業が実際できるかどうか、県のほうとの相談であったりそういうことがありますので、そこである程度できるという段階になったらまず住民の方にお知らせをしまして、それで今度議員さんのほうにもお知らせをする、そのように町のほうとしては考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） それは、条例か何かで定められたりされるのですか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） それはありません。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ということは、そこに関しても地域住民の方たちとの住民感情というのがありますので、事前に情報をお伝えするかどうかというのは、課長の裁量に委ねられているという状況になるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） その段階で、例えば一課の課長だけということではなく、いろいろな課長のところに相談は当然しまして、その上で、どのタイミングで説明会をするかということで新たな決裁であったり、そういったことは発生しております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今回、このきくらげ栽培の説明会では結構憤りを感じる方がいらっしやいまして、情報発信というところに関しては利根町本当に足りない、結構厳しい御意見いただいております。中には、行政不信に陥っていますと言っている方もいらっしやいます。説明会の中で、2人、3人という方よりも、本当に多くの方がそのようにおっしゃっていました。議事録を取るよと言っていたので、その場でお話しするのは難しいという方も、説明会終わってから外でそのようなこととお話しされている方もいらっしやいました。

地域住民の方たちが役場の方たちに考えていただきたいのは、自分事のようにもっと親身になっていただきたいというところでございます。

本当に地域住民の方たち困っていて、役場に相談しても相手にしてもらえなかった。だけれども、今回このような動きがあったときに素早く行動されているというところで、ちょっとそれは違うんじゃないのというところと、あとアスベストの問題がありました。これも2年前にもっと早くその情報をもらえていれば、こちらからアスベストの情報はお伝えすることはできたので様々な問題は起きていなかったのではないかとというところで、もっと地域住民の方たちとコミュニケーションを取ることで防げる問題、解決できることはたくさんあると考えます。ぜひこれから、もっと地域住民の方たちを本当に町の中心に置いて考えていただけたらなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。大地震が起きた際の避難所の環境整備と災害後の対応についてです。

指定避難所が15か所で990人避難した場合、1人当たり2平方メートルでは避難生活は大変苦しいものとなります。避難者がストレスをためることなく避難生活を送るための施策を伺います。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

避難所につきましては、間仕切り、プライベートルームを備蓄し、避難者のプライベートが確保できるように配慮しております。今後も、間仕切りなど備蓄品の購入につきましては、引き続き行っていきたいと考えております。

また、避難所でストレスをためないということは難しいとは思いますが、大規模な災害が起きたときには、対策といたしまして、県や取手市医師会と連携し、医師及び保健師などで構成する巡回チームを編成し、避難者の健康状態の把握及び健康相談を行い、巡回相

談で把握した問題などについては、効果的な対応ができるよう努めてまいります。

そのほか、エコノミークラス症候群など二次的健康障害防止のため、水分補給や健康体操などの保健指導も実施いたします。また、避難所生活の長期化に伴い、ストレスが蓄積している被災者に対しレクリエーションなどを行い、ストレス軽減に努めてまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 避難所に最大で990人避難されることが想定されているのですけれども、令和6年1月23日現在で、ベンリー間仕切りと呼ばれるパーティションの数が241基ございます。そうすると、この990人で241基、足りないなと思うのですけれども、このベンリー間仕切りというパーティションを借りられない方は、段ボールベッドだとかテープで仕切られたところで生活されるということによろしいのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 私もまだ足りないというふうに考えておまして、徐々に増やしてはいきたいと思いますが、そのときの状況によりまして、通路を設けたりして境を設けて、避難生活ができるように現在は考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先日、3月の第1回定例会のときに、町長はこの1人当たりの有効建物面積2平方メートルは狭いですよねというお話をされていたのですけれども、こちら私も参加しました防災訓練の写真なのですけれども、これは全部このベンリー間仕切りというポップアップ式のテント、パーティションを使っているのですが、この写真を住民の方たちに見てもらったところ、これだったらいいねと。最低限のプライバシーは確保されているので、この避難所ではまあ大丈夫かな、いいかなという御意見をいただいているのですけれども、実際数が足りないで、みんながみんなこの状況にはならないじゃないですか。

というところで、町長、この数をもっと増やしていただきたいのですけれども、いかがですか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 防災が一番お金をかけなければならない、そういうふう感じております。徐々にですが、来年度、予算をかけて増やしていきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） こちらは指定避難所15か所で990人なのですけれども、241基のこの間仕切りのパーティションを今、水防センター206基、保健福祉センター20基となっているので、すぐに避難しなきゃいけないとなったときに、15か所配布できるのかなという懸念があるのですが、いかがですか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 今あるのものは全て配布できるように、輸送班のほ

うで回って配布していきたいと考えています。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 続きまして、避難所の中のパーティションがなかったケース、パーティションがない場合だと、これは茨城県が出している新型コロナウイルス感染症を踏まえての避難運営マニュアルの図になっております。これ、全部テープなんです。なので、仕切りがないです。本当に横の方が見えるという状況で、これだとテープとテープの間が1メートル、そしてメインとなるこの真ん中の十字の通路が2メートルとなっております。これはあくまでテープなのでそれだけの間隔が取れるようになっているのですが、ここにパーティションが入ったらどうなのかなという懸念もあります。

実際、茨城県ではパーティションを使った場合はこのようになりますよと、テント2列つくって、2列の間に通路をつくって、大通りメインに真ん中に十字で2メートルとなっているのですが、利根町、このように歩きやすい通路のようなものを配置するという避難の運営マニュアルは採用されていると思うのですが、実際利根町も避難所開設されてパーティションつくるよとなったときに、このように通路はつくられますか、動きやすい環境というのですかね。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 今現在、町のほうの避難所運営マニュアルのほうでは、通路を設けて配置するようになっております。

先ほどの1人当たり2平方メートルというスペースは、あくまでも収容いっぱいばいばいで考えておりますので、避難者に応じてその避難スペースは、通路もそうですけれども、設けていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 災害が起きまして、避難所、報道とか見ると、段ボールベッドがあればまだましですけれども、それがないところでは本当に雑魚寝の状態、プライバシーは確保されないという状況の避難所を見て、本当に避難生活嫌だと思われる方多いですけれども、最低限パーティションを増やしていただいて、安心できるような環境は整えていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。災害時の役場庁舎内の各部屋を自衛隊・消防・警察がどのように使われるのか、計画を伺います。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

自衛隊・消防・警察が役場庁舎内をどのように使うかについてでございますが、まず自衛隊についてでございますが、陸上自衛隊の古河駐屯地が町の管轄となっております。実際、昨年9月の台風13号による大雨の対応では、自衛隊の連絡員を要請した際、会議室一部を情報収集の拠点として使用したところでございます。

次に、消防についてですが、大規模災害が起きた場合、利根消防署が庁舎1階イベントホールの一部を消防活動の拠点として使用いたします。

最後に、警察についてでございますが、取手警察署が庁舎1階多目的ホールを警察活動の拠点として使用することとなっております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） それらは今現在、これを図として公開されていらっしゃるでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 図としては公表しておりません。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ぜひ、マニュアルとして今後掲載していただきたい、もしくは公開していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 受援も含めて、ある程度体制を今後つくっていきたいと思いますので、まずその受援のほうのマニュアルの作成を考えておりますので、そのときには公表できると考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 防災だとか、災害が起きたときの避難所環境だとか、これから本当にすぐ進めばいいですけれども、なかなかそのようにいかないの、段取りといいますか、一つ一つステップを踏んでやっていかなきゃいけないので、第1回定例会も含めて今回も質問させていただいております。

まだまだ私も勉強不足なのですが、住民の方から役場庁舎、避難所として開放していただきたいという要望が強いので、本当に。先日、大規模改修工事を行って、外壁もタイルが落ちないように、屋根雨漏りしなくなる、空調、電気設備これらも整備されるというところで、安心して避難生活送れる場所ではないかと。これだけの税金が投入されているので、やはり地域住民の方たちに避難所として開放することが、住民福祉の向上や還元につながるのではないかと私は考えております。

それで、調べた中では、福島県須賀川市の庁舎、栃木県日光市の庁舎、神奈川県横浜市の庁舎、新潟県長岡市の庁舎、徳島県阿南市の庁舎、熊本地方合同庁舎のA棟、そして茨城県水戸市庁舎が、防災拠点として機能しているだけでなく、実際避難者を受け入れています。今後、こちらの各庁舎、行けるところがあれば見について、お話を聞いて、どうしてそのような避難者受入れというものができているのかということを知って、防災危機管理課長も含めて役場の職員の方たちに情報共有していきたいなと思っておりますので、ぜひよりよいと言ったらおかしいですけれども、少しでも避難所での生活が快適なものになるように検討していただけたらと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。広島平和記念式典参加事業、利根町非核平和

都市宣言についてです。

広島平和記念式典参加事業、毎年6名の中学生が参加しています。生徒間の平等を考えれば、修学旅行として実施することが望ましいのではないのでしょうか、町の考えを伺います。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） お答えいたします。

修学旅行につきましては、学校行事の一つであり、その目的地は教育的価値やかかる経費、保護者の同意等によって決められますので、学校が主体となって計画を立てるものでございます。このことから、教育委員会から中学生の修学旅行先を変更するような提案をする予定はございません。

議員御指摘のとおり、広島を目的地とすることもとても教育的価値の高い修学旅行になるとは考えますが、これまで高等学校の修学旅行の目的地に広島が選ばれているケースがあったことなどから、近隣市町村でもほとんどの学校が目的地を京都方面にしていると認識しております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 中日新聞の情報によりますと、広島市などが原爆資料館を訪れた小中高校を対象とした修学旅行に関する調査結果を発表しております。被爆者の平和への願いに共感できたと回答されているのが97%、原爆被害を理解できたが94%ということで、学習効果は高い水準で達成できていると結論づけております。

実際、利根町でも広島に行かれた子供たちが学校で報告会を開いておりますけれども、直接自分の目で見て体感することと人から聞いた話では、やはり感じ方が大分変わってくると思います。多感な10代のときに、その場で何が起きたのか本物を見ることによって、戦争と平和に対する考え方というものが形づくられていくのかなと私は考えます。

これでは本当に、修学旅行先は広島ではないよということではなく、教育委員会の中で議論するとまでは言いませんけれども、議題の一つとして上げていただいて、毎年広島、長崎、沖縄といった戦争、平和に関する教育に関して、修学旅行先としていかがですかということを検討する余地があるのかなと考えます。ぜひここで議論を終わりにするのではなく、これからもいろいろな提案をしていきたいと思えます。

最後の質問に移らせていただきます。利根町の非核平和都市宣言は、平成27年12月14日に決議として宣言が出されておりますが、宣言後の取組及び今後の取組について伺います。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 世界で唯一の核被爆国である日本では、原子爆弾投下により広島・長崎で多くの尊い生命が奪われました。いかなる理由があろうとも、広島・長崎の惨禍を再び繰り返し、全ての人類にもたらしてはならないことは私たちの不変の決意であり、「つくらず・持たず・持ち込ませず」の非核三原則を将来にわたり遵守するとともに、

核兵器の廃絶と世界の恒久平和を強く願い、平成27年12月14日、利根町は恒久平和の願いを新たに、非核平和都市であることを宣言しました。

宣言後の取組としての広島平和記念式典事業は、被爆地の広島へ次世代を担う中学生を派遣し、戦争の現実、被爆の惨状等について知り、学び、考える機会を提供することにより、核兵器の廃絶及び恒久平和の重要性に対する理解を深めることを目的に実施しております。

広島への派遣の際には、広島市原爆死没者慰霊式典並びに平和祈念式へ参加だけではなく、被爆体験者の講話や広島平和記念資料館へ利根中学校生徒が折った千羽鶴の奉納などを行っています。また、生徒それぞれが今回の派遣を踏まえ、式典に参加した感想や平和に対する思いを全校生徒に対し報告会を実施しています。

戦争体験者の高齢化に伴う記憶の風化を防ぎ、次世代に被爆体験の記憶を継承するためにも、今後も引き続き広島平和記念式典事業を行ってまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 利根町非核平和都市宣言されているんですけども、取手市役所と藤代庁舎にはこの非核平和都市宣言の看板がございます。利根町にはどうしてないのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 確かに、そちらのところにあります。町では、今の現状では、この広島平和記念式典への参加、それからそのことを踏まえまして中学校で各学年の代表者が参加いたしまして、文化祭で式典に参加した平和に関する自分の意見の発表、それから3年の公民の第二次世界大戦の原爆についての学習、特別教科としまして、1学年は歴史を変えた決断、2学年は六千人の命ビザ、3学年が平和への願い、そのようなことをやっている状況ですので、近隣市町村に確認したところ、確かに今、議員おっしゃったところはそういうことをやっておりますが、各市町村によって対応はそれぞれですので、利根町は今のところそういった事業等を行っている状況でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 私の記憶違いだったらそれは間違っていると訂正していただいでよろしいのですけれども、私が利根町に移り住んだ2017年の時点で、この非核平和都市宣言の看板が駐車場の入り口にあったと記憶しているのですけれども、これは間違いですか。もともとなかったのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） すみません、私はそれを確認できていないので、後での報告でよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） では、後ほど確認していただきたいです。例えば、今お話しされ

たことは、この広島に中学生が行く平和記念式典事業との連携になっていると思うのですが、取手市やつくばみらい市では平和委員会という団体があるんですけれども、利根町は平和委員会というものはございますか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 私の知っている限りではないと思います。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 一番簡単なところで、パネル展示だとか絵画、そして写真などの展示会というものをやっている自治体も数多くあります。これらは、ほとんど地域住民の方たちのボランティアだったり、任意団体の方たちがやっています、自治体は後援という形でやっております。

もし、利根町の平和委員会というものがない場合、この戦争、平和に対して強い願いを持っている方たち、町としてせつかく非核平和都市宣言しているのだから、利根町でも同じように、戦争、平和に対しての、8月でもいいです、そのようなときに何か事業をやってはどうかということで町の方たちがメインで何かをやろうとした場合、それは町としては大歓迎ですか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） それについては、もしそういう団体さんができた場合には、町としても、それから教育委員会のほうと相談して何かできればと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 令和5年第2回利根町議会定例会の初日、6月2日に、町長は行政報告及び提出議案の総括説明の冒頭で、次のように述べられております。

G7広島サミットが開催され、この後は省略しますが、核兵器のない世界を目指すことを表明されました。サミットを契機として、各国の対応に変化が訪れ、世界の恒久平和へとつながっていくことを願うばかりでございますと発言されております。

何もこの非核平和都市宣言をしたからといって何か事業をやるということではなくて、単純に町としてどのような思いがあるかが大事だと思っております。例えば、8月の花火大会の時期に、盆踊りがありますね。盆踊りというのはもともと御先祖様を迎え入れるということがありますので、その盆踊りのときに町長がこのように非核平和都市宣言のような宣言文を読み上げてもいいですし、町長の考える平和について語る場にしてもよいと思います。

来年、この非核平和都市宣言をしてからちょうど10年たつのですけれども、ぜひ利根町も10年という節目に何かやっていただきたいのですけれども、いかがですか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 貴重な意見ありがとうございます。

検討してまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） よく町長はリーダーシップを発揮してとおっしゃっていますので、非核平和都市宣言をした利根町として、先ほど提案しました花火大会のときでもいいですし、別に花火大会に限らず様々なところで町長が御自身の平和について語ることもいいですし、宣言文を読み上げるということでもよいと思います。ぜひ、リーダーシップを発揮していただきたいなと思います。

利根町の平和について、最後、町長の考える利根町の平和について、お考えを伺います。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 利根町の平和についてということでいろいろ考えていただき、ありがとうございます。利根町の平和、少子高齢化、この世の中で、利根町は子供出生率も全国ワースト30位ですから、こういうことも踏まえながら、安心・安全でみんなが暮らしていけるような町にしたいと考えています。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午後零時00分休憩

午後1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告，8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 皆さんこんにちは。井原正光でございます。田んぼ一面が、一色緑色に染まりました。以前、この時期になると、私が住んでいる惣新田では天王様が行われ、みこしを担ぎ、それを川に入れ、また引き上げ、それを繰り返しながら約1キロの道のりを練り歩いたものでございます。それぞれの家では親戚や、またお客様をお招きしてにぎやかに酒を酌み交わし、笑い声が響いたものです。今は中止されています。あの忌まわしい小貝川の決壊の翌年度から行われています。今年も災害に見舞われることなく、実り多い年でありますように祈っております。

それでは一般質問を行います。

最初に、立木地先できくらげ栽培が行われるということですので、きくらげの栽培について質問をいたします。

行政は、施設利用について生産業者と留意事項など話合いを持ったと思います。通常だと、栽培するに当たって何も問題ないわけではありますが、栽培する場所が以前マッシュルーム栽培がされていた施設であり、長年放置され荒れ放題で、少なからず周辺住民に迷惑をかけていた施設であります。

その古い施設を利用し栽培するということですが、施設は鉄骨造りで、屋根、壁などに

石綿、いわゆるアスベストが使用されていると思います。きくらげ栽培に利用されるに当たって、改修工事、リフォームをするのか、その際に石綿の処理、除去はするのかわからないのか、大変気になるところであります。

行政は、この施設の利用について何回か住民に説明会を開いていますが、説明会に参加した周辺住民、また隣接する耕作者からの質問等に対し、行政が行った説明で理解したのかどうかも気になるところであります。

重要なのは、健康被害が起こらないことに尽きると思います。施設を栽培に利用するに当たっていろいろと課題や問題がありますが、まず町がこの施設利用に至った経緯についてからお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

飯島農業政策課長。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長飯島 弘君登壇〕

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それでは、井原議員の御質問にお答えいたします。

初めに、経緯から申し上げます。

農林業近代化施設につきましては、以前から利活用について検討を重ねていたところがございます。利活用希望の問合せはございましたが、利活用までは至らない。そのような状況の中、2年ほど前にきくらげ栽培施設としての利活用希望があり、農林業近代化施設利活用事業申込書の提出がございました。

利活用を希望されている農林業近代化施設は、きくらげ栽培施設として利用が可能であるか県の関係機関に確認するため、必要書類を提出し、協議の結果、利活用可能との回答を得ました。

町といたしましては、施設の賃貸借を基本とした条件等を提示し、利活用希望事業者に対しまして補足資料等の提出を求め、協議を重ねてまいりました。担当課との協議が終了した後、令和5年11月に町の関係各課の長に出席をいただき、利活用事業者の選定会議を開催いたしました。関係各課からの意見を取りまとめ、利活用希望事業者を確認をし、令和6年1月に関係各課に対し利活用希望事業者から説明を受け、令和6年2月に利活用事業者として適当であると認め、最終確認を3月19日に行い、利活用事業の協議に入ったところでございます。

以上のことにより、4月18日にはきくらげ栽培施設の説明会を利根町文化センターにて、午後4時、午後7時の2回となりますが、利活用事業者にも出席をいただき、実施いたしました。また、5月25日にも利根町文化センターにて、午前10時半から説明会を実施させていただきます。

御質問いただきましたきくらげを生産することについてでございますが、基幹作物が水稲である利根町において、ほかに花卉栽培、イチゴ、ハウレンソウ、キャベツなど各種野

菜の栽培に加え、利根町産のきくらげが加わることは、町にとっては大変喜ばしいことと思っております。また、利活用事業者に施設を利用していただくことによって、施設や施設内の管理も行っていただけることとなりますので、大変ありがたく思っているところでございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 経緯については大体分かりました。

次に、アスベスト、石綿の状況について伺っていききたいと思います。

これまでも、利根町ばかりではございませんけれども、この石綿については多くの建物の建材として利用されてまいりました。そのことから深刻な健康被害が問題視され、そこで大気汚染防止法の一部を改正する法律等が改正されております。

そういうことで、今、県の話も出ましたけれども、いろいろ県等と相談なども行っていると思っておりますけれども、この改正の中で、事前調査の結果等の報告、あるいはまた作業基準の徹底対策などが強化されたというような法令の内容でございますが、その改正に基づいて地方公共団体にもこれらの報告がされるというような文面があるかと思っております。

この点について関連すると思われること、実は町が実施しているんです。それは、4月23日に入札が行われ、169万円で落札業者が決まっております。この施設、今、私が話している施設、きのこ施設でございまして、この廃棄物処理を委託いたしました。この廃棄物処理を委託したのはいいのでしょうかけれども、この改正された法律に基づいて、町の行政などにも報告等はあったのかどうか。その辺が大変気になるところなので、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） アスベスト対策についてでございますが、まずアスベストが含まれているかどうか検査する必要があります。

先月20日にはアスベスト分析業者に現地を確認していただきましたが、住民の皆様の不安を払拭するため、解体や改修工事の際に義務づけられているアスベスト事前調査を実施したいと考えております。この調査結果に基づき、検体を検査する予定でございます。また、近隣住民の方からアスベストが敷地内及び敷地周辺に飛散しているのではないかとの御意見もございますので、敷地境界付近での環境測定も行い、アスベストの飛散の有無についても確認したいと考えております。

今後、実施予定の検査結果に基づき、利活用事業者にはアスベスト対策について必ず適切に対処していただくようお願いしてまいります。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） まだ行われていないというようなお話がございましたけれども、行政、町が保有する施設、この施設もそうなんですけれども、この法律を遵守して、住民の健康等にいち早く配慮していただきたいというふうに私は思っております。

さきの庁舎改修もこの石綿の議論はされませんでしたけれども、配慮して工事を進めてくれたと今となっては理解せざるを得ませんが、今回発生した廃棄物処理委託、これは散乱したごみをただ単に搬出ただけなのか、あるいはアスベスト等が付着している壁等にも触れる工事等まで行ったのかどうなのか、それが大変気になるところなんです。ですから、それをちょっとお聞きしたいですね。

法の中では平成23年10月から法律が改正されて、事前調査の結果報告が義務づけられている、去年です。有識者が行うのだということでございますけれども、解体と改修、あるいは委託、言葉では分かるんですけども、今回の委託された工事というか、その作業内容がどういうふうなものなのか、それがよく分からないですね。

さっきも言ったように、壁などまである程度触って、石綿等が空中に浮遊するまで至った作業なのかどうなのかということ、これについてはどうなのでしょう。もちろん、搬出作業というか、それは終わったのでしょから、その確認等はしたと思うので、その辺の状況についてお話してください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それでは、今回行いました産業廃棄物の処理でございますが、こちら施設内にありましたプラスチックケースやガラス、木くず、陶器類、ペットボトルや空き缶、あと施設外から持ち込まれたごみもございます。あと、その施設内に人が立ち入り、破壊されたと思われる壁等の一部、そういうものも処分してございます。壁等を剥がしたりとか触ったりとかせず、下に落ちているものだけを処分させていただいたところです。

また、その処理につきましては、今回委託しました清掃業者でございますが、建物に関する知識のある総合建物解体工事業者で、産業廃棄物収集運搬の許可を持っており、適切に収集運搬していただいております。

提出された業務完了報告書によりますと、処分していただいた廃棄物は、木くず、廃プラスチック類、陶器類などの産業廃棄物と、住民の皆様が不安に思っておりましたアスベストが含まれている可能性のある、有無にかかわらずその全ての建材、石綿含有産業廃棄物として、成田にございます最終処分場にて適切に処理していただきました。処分におけるマニフェストの写しを確認しておりますので、適切に処理していただきました。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） とにかく壁等が落ちていたということは、その石綿等が浮遊していた可能性は大いにあるということが予想されるわけですね。その後、生産業者はどういう工事というか、作業というか、生産するためいろいろ改修するのでしょうかけれども、それがどの程度行われるのか。その辺についても、実際に石綿等があるのであれば行政は常に見守って、それがどういうふうに触れるのか、撤去されるのか、その辺も注意今後深く見ていく必要があるというふうに思います。

きくらげというのは、そもそも食べ物なのですよね。ですから、そういう浮遊物のあるところで生産されたものを我々が食するというのは、何らかの形で健康被害が出るのではないか、これは誰でも懸念されることだと思います。

それから一つ、先ほど利根町の農業としての基幹産業、水稻云々いろいろありまして、その中で今回きくらげも入るのではないかということなのだけれども、よくよく考えてみると、きくらげはあそこで作るだけけれども、あそこに乾燥施設もない、あるいは生でも販売しないということになると、あそこで栽培したものをどこかへ持って行って、そこで生産してそこで販売するということになると、利根町の製品ではないじゃないですか。利根町の基幹産業とはなり得ないというふうに今、ちょっと感じました。

その作業工程などについては、どのように業者からお聞きしておりましたか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） まず、初めのアスベストの浮遊というお話ですが、こちらのほうなのですが、4月22日、茨城県のほうから職員の方が来ていただきまして、あともえぎ野台のほうからも2人ほど立ち会っていただき、また町の職員もこちらから行って確認したのですが、そこで県の職員の方に、アスベストの排塵性、排塵性というのは飛散性のお話なのですが、そういう飛散性のレベルというものがありまして、そちらレベル1からレベル3まであるのですが、レベル1というものは、石綿とセメントを混合した吹きつけ材、建築物に吹きつけることで固まり、綿のような状態になるという石綿含有吹きつけ材というものがレベル1で、こちらは使用箇所として耐火建築物のはりや柱、エレベーター回り、ビルの機械室やボイラー室の天井や壁。

次に、レベル2というのが、石綿含有保温材や耐火被覆材、こちらはシート状の形状で配管などに巻きつけられて利用するものです。

それで、近代化農業施設はこのレベル3というもので、板状など硬く形成された建材、日常で使用する分には飛散することはありませんが、解体時には注意が必要。使用箇所といたしましては、建築物の屋根材や外壁材、建築物の天井、壁、床などの内装材、ビニール床のタイルというものに使われているということで、この県の職員の方のお話ですと、近代化農業施設に使われているものはレベル3のものであって、あれを取ったり改修したりする場合には飛散する可能性があります、そのままにしておけば飛散する可能性は非常に低いというお話をいただきました。

次に、利根町できくらげ栽培をするのに、業者の方から頂いた資料によりますと、まずあその施設に菌床を持ってきて、あそこに設置しまして、あそこで発芽、育成させ収穫。先ほど言ったように、ただ収穫するだけで、乾燥させたりとかそういうものはせず、その場で選別して、そこで袋詰めしてお店のほうに納品していくというお話です。

ですから、今は土浦のほうで生産していますので、土浦のほうのお店に今は納品してい

ますが、利根町のほうで生産すれば、利根町のほうで扱ってくれるお店があればそこに持っていくというような形になります。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、県とそれから町と関係者が立ち会って、そのレベル3であるから、壊さない、削らない、そういうことであれば大丈夫だろうというふうなお話でございました。

一番大事なのは、レベル1の吹きつけが一番危ないとされています。しかし先ほどのお話では、落下した壁等があって、それを片づけたということは、壁そのものはレベル3であろうけれども壊れたということは、既にそれはレベル1の段階であるというふうにも認識されますね。その辺が、専門の業者が処理したということで一応安堵はしておりますけれども、今後も十分に、食べ物ですから、行政は業者のほうとお話ししながら注視していく必要があるというふうに今思いました。

それで先ほど課長の答弁の中で、まだ検体というか、調査がされていないというお話がありました。これが、なぜしないのかです。一番最初の前段の話だと、2年前から既に庁内ではそういうお話をされていた。公共施設が2年前、貸し出されるということであれば、その時点であそこにはアスベスト材が使われているということであれば、町はその時点で素早く予算等を対応して調査すべきだと思うのです。遅いのですよ。業者が決まって初めて、それで中のものは町で取り出して、それで貸す。それはそれでいいでしょう。しかし、今からその作業、検体をやるといっても遅いじゃないですか。その以前に、そこに浮遊物としてあったのかどうなのか分からない。そのことで今、大きな問題があるなというふうに思ったのです。

というのは、利根町では1970年から1990年頃に建てられた建物がいっぱいあるのです。いわゆる利根町の人口がわっと増えた時期、この時期が一番アスベスト材が製造され、使われた時期なのです。これとちょうど一致するのです。

当時、利根町が茨城県内で一番人口が増えた、やれ何だということで新聞にも載りましたけれども、それと同時に、今度は利根町が一番アスベストが浮遊している危ない町だよといううわさになる可能性もあるのです。ですから、そういうことを思えば、今から対策を取っておかなければならない。ましてこのような遅れた調査では、本当に心もとないというふうに私は思っております。

この1990年なのですけれども、利根町で10歳から14歳の子供の数、昭和60年、ちょうどこの庁舎が建ったときなのですけれども、学校は満タンで5歳から9歳までの子供たち2,100人もいたのです。それから10歳から14歳が2,300人もいた、どうにもならなかった、学校は。運動会も何もできない。しかし、プレハブは追いつかない。そういう時期で、町は本当ににぎわったのです。学校建築、子供たちの対応をどうしようかと。

そういうことで一番の問題は児童生徒対策だったのですが、今は、今度は、その当時来

てくれた人には大変申し訳ないのですけれども、その当時に建てられた家が、相当数石綿が使われている可能性があるというふうに思っているんです。これは、やはり行政として放っておけない、調査すべきだというふうに私は思いますよ。

今、人口減少で、空き家対策で、隣の家がいつの間にかなくなってしまった、解体されたという話があるんです。でも、その家が石綿使われているかどうかは調査しないで壊されてしまうのです。そういうことができるのです、今の状態では。個人の家ですから。それと行政との関わりをどうするかというのが、一番問題だと思います。

ですから、その対策を今からやらないと、本当に利根町はこれから石綿の浮遊した町ということになる。それで、いつかは健康被害が発生する。この健康被害は長時間かかりますから、出ないのですね。出たときにはもうおしまいなのです、人間は。病院行きですよ。

そういうことで、ぜひともこの辺、町長に聞こうか。町長、今から対策を立てておかないと困るということなのだけれども、町としての考えをお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 井原議員おっしゃるとおりであると、私も思っています。

吉野の石膏ボード、当時の石膏ボードにしても入っているものと、また入っていないボードがある。同じメーカーでも入っていないというのは先日伺ったのですが、役場のボードを壊しているときに。これは入っているかと、そんなこと尋ねたことがありますけれども、同じ建材にしても入っている、入っていない、なかなか判断が難しいことだと思っていますが、早速職員と会議をして、解体にしても、役場の建物にしても、そういう対策を練っていきたいと思っています。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 単なる議会での質問があった、そのときこういうふうに答弁したからそれでいいやじゃなくて、あしたから、あしたからですよ。必ず個人は、そういう解体工事する場合はお金がかかりますから、黙ってやってしまいますよ、はっきり言って。議長などかぶり振っているけれども、必ずこれ黙ってやってしまう、お金がかかるから。

そういうことだとすれば、その本人はなくなってすっきりしていいかもしれないけれども、近所隣は迷惑かかるのです。いつの間にか吸っているのですから、被害を及ぼす、これ、ですから、課長、少し頭に熱持つかもしれませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。汚水処理、これをどうするのか。また、水処理、現在あそこには井戸も何も、水道も引いていないと思うけれども、仮に水道があった、あるいは施設があったとしても、古くて到底使いものにならないと思うのです。それで水道を引くのか、あるいは新しい高処理の浄化槽を入れるのか、その辺も業者と話し合っておく必要があると思うんだけれども、その辺についてお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） まず、汚水処理のほうについてお答えします。

こちら汚水処理についてでございますが、合併処理浄化槽により汚水を適切に処理し、農業用排水路に放出することとなります。施設内の汚水といたしましては、従業員の生活雑排水ときくらげ栽培に使用するもので、栽培に使用する場合は菌床に霧状に噴霧して使用いたしますので、多くの水を排出することはないと思われまます。

また、既存の合併処理浄化槽は約30年使用されていないことから、新しい高度処理型合併処理浄化槽への交換が必要と思われまます。交換につきましては、利活用事業者に行ってくださいこととなります。また、水質検査につきましては、年1回の法定検査が義務づけられております。

あと、水の使用ということでございますので、こちらの水の使用についてでございますが、農林業近代化施設には上水道が整備されておりませんので、既存の井戸を上水として使用することとなります。しかし、約30年井戸ポンプを使用していないことから、新しいポンプへの交換が必要と思われまます。なお、交換につきましては、利活用事業者に行ってくださいこととなります。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そのほかいろいろ聞きたいのですけれども、もう1点だけこの件について、賃貸借が十何万円ということでお聞きいたしました。この額というのは消費税が入っているのか入っていないのか、その1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） その賃貸借料に消費税が含まれているのか含まれていないのか、すみません、ちょっと勉強不足で、ここでどちらと答えることができません。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） では、地方税法の225条よく読んで、後で勉強しておいてください。

次に移ります。次に、不法投棄について伺ってまいります。

現に耕作されていない農地等、大分目にするようになりました。通常の栽培が不可能と思われる農地は、近隣の農地への病虫害の発生の原因、また廃棄物不法投棄の温床となり、地域は優良農地の確保する上で障害となります。農地ばかりではございませんけれども、町内に廃棄物が不法投棄されないように、住民一人一人が注意して監視をし、初期の段階で止めなくてはなりません。見て見ぬふりをして声を上げないでいては、解決には結びつきません。

そこで、不法投棄されたと思われるものを見かけたとき、どのようにすべきかについて。それとまず、住民から一報が入ると思ひます、ここにこういうのを捨ててあったと。そう

いうのが入ったときに、行政はどのように対応するのか、その辺からお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それではお答えをいたします。

不法投棄の対応につきましては、不法投棄された土地の所有者から連絡があった場合、現地で不法投棄物を確認し、警察に連絡をいたします。また、産業廃棄物や悪質な不法投棄の際は、茨城県の廃棄物対策課に連絡をいたします。

土地所有者以外から通報があった場合、まず土地所有者に通報があった旨の連絡をし、土地所有者が置いたものか不法投棄されたものかを確認し、同様の対応をいたします。

行為者が特定された際、行為者に対して撤去命令をするとともに、刑事事件として取り扱われることもあります。

不法投棄を発見した際は、速やかに生活環境課か直接、警察署、県の廃棄物対策課に連絡をしていただければ、情報共有をし、対応してまいります。

また、茨城県で対応しております不法投棄110番の専用ダイヤルがございますので、こちらへの通報をお願いしたいと思います。この不法投棄110番の専用ダイヤルは、町の広報紙等にも掲載はしておりますけれども、一応この場をお借りしまして、番号をお伝えさせていただきたいと思います。不法投棄専用ダイヤルですが、0120-536-380が専用ダイヤルとなりますので、不法投棄があった際はこちらの番号を御活用いただいて通報をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 不法投棄は、誰もその目の前で、分かるところで捨てていく人はいないのです。車でも何でもポイ捨て、ましてこういう廃棄物等は、夜か誰もいないか、人目をはばかりながら捨てていくというふうに私は思っております。

そこで、もちろんこの捨てた人を探すのが一番でしょうけれども、この見つからないとき、投げたと思われる人が見つからない場合、これは行政なり警察なり、県はどのように処理するのですか。また、一番大切な町行政は、監視体制というか、それをある程度強化しなきゃならないと思うのですけれども、その辺の町の対応についてのみお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） お答えいたします。

井原議員おっしゃるとおり、行為者を特定するのは大変難しい状況であると思います。警察のほうで不法投棄を行った者の捜索は行いますが、行為者を特定するためには、現行犯なり、車のナンバーなどが分かっているとなかなか難しい状況であると思います。

そういう中、環境課といたしましても、不法投棄が助長しないようにパトロールのほうを強化してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 県などが対応すると、主体的にはそうでしょうけれども、町内に捨てられたものをそのまま放っておくわけにはいかないのです、町としての規則、罰則、条例等の制定、これについての考えというか、また全国でそういういい例があったら教えてください。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） お答えいたします。

不法投棄の罰則等でより厳しい罰則ということなのですが、今、現行の罰則でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがございまして、その中の第25条、個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方となっております。また、第32条におきましては、法人の場合は3億円以下の罰金という形になってございます。

近隣のところでこれより厳しい罰則を設けているところはないと思いますが、今後の不法投棄の状況等も踏まえまして、ちょっと考えていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、いろいろな不法投棄に関する事、ちょっとはしりましたけれども、お聞きいたしました。

それから、町内で実際に起こっている件についてお聞きしたいと思います。大房地内の農地に、コンクリートのU字溝等が放置されている、不法投棄されたのかどうか分からないけれども、放置されているという問題があります。

この問題について、町は把握しているのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） お答えいたします。

利根町大房地内の農地にU字溝があるのは確認しております。農業政策課と情報共有をしております。現在、農業政策課のほうで対応している状況でございます。

○議長（大越勇一君） 飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

現状は把握してございます。これにつきましては、経緯を申し上げることで御説明いたします。

本年3月22日夕方に大房地内の農家さんから、農地にコンクリートがらなど不法投棄されているので確認してほしいとの御連絡があり、農家さん立会いの下、農業政策課の職員2名で現地を確認いたしました。その後、3月25日に生活環境課に話をつなぎ、生活環境課1名、農業政策課1名、計2名で現地確認し、利根交番に不法投棄の可能性のある報告

と巡回の要請をお願いしてまいりました。

また、農業委員会事務局では、3月27日、5月17日、敷地の所有者に現状の写真を付した通知を送り、返信いただけるようお願いしましたが、いまだ返信はいただけていない状況でございます。なお、所有者に事実確認が取れていないことから、生活環境課には情報共有にとどめていただくよう伝えてございます。

その後、4月22日に冒頭の農家さんより連絡があり、農地をあのままにしておくとならぬと近隣の農地にも捨てられたり、何かしら影響があるかもしれないので、日々農地パトロールを実施している地区の農業委員、推進委員にあの状況について見聞きしていないか聞いてほしいとのお話がございました。これを受けまして、農業委員会の会長にその旨を報告したところ、会長自ら農業委員にヒアリングを行っていただけることとなりました。

結果といたしましては、大房地区を担当する農業委員さんが隣接する田んぼを耕作しているが、当該農地は耕作放棄地となっていて、ヨシが繁茂し自作地に入ってきて困っているが、農地所有者とは連絡が取れず、自衛のため仕方なくトラクターで隣接する部分のみ耕起したが、地中に何か埋めてあるようだったので掘り起こしたところ、あのようなコンクリートがらが出てきたとのことでございました。

こうしたことから、生活環境課には不法投棄事案でないことを伝えてございます。また、農業委員会では、5月10日の総会にて会長からこの事案について報告を行いました。報告後にはいろいろ意見がございましたが、委員全員で当該農地に出向き、現地確認を行ったところでございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 他人の農地を幾らぼさぼさでも何でも、掘り起こすということはあまりいい行為ではありませんけれども、トラクターで掘ったらU字溝の大きいのが出てきたと。心配したのはトラクターだよね、よく壊れなかったと。普通の砂利などではないから、U字溝は大きいから、私も見ましたけれども。

それはそうなのですけれども、これはそのままして放置しておくのですか。今後、どうするのですか。農業委員会としてどうするのか。町としても、ある程度対策というか、やらなきゃならないと思うのです。今後の方向性、それについてちょっとお話してください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） まず、御本人様と連絡が取れておりませんので、勝手にその土地に、町としてというか、農業委員会として入るということはできませんので、まずその御本人様と連絡を取るということが必要ではないかと思えます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 捨てた本人ではなくて、その所有者、地べたの農地の所有者は確認できている、確認したが連絡が取れていない、そういう状況ですね。

それはそれとしてしようがないでしょうけれども、今後の処理を待つしかないですけれども、今後そういう事態が起こらないように、農業委員会あるいは行政もある程度パトロール等、警察もそうなのだけれども、強化するという、そういう考えはあるのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 先ほども答弁いたしました。今、実態を把握したというところで、その事案を農業委員会の総会で報告し、現地確認を行ったという状況でございます。

今後は、農地に関する異変にすぐ対処できるよう、農地パトロールの強化を農業委員会に事務局としてお願いしたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 次に移りたいと思います。9月定例会一般質問でお聞きしたところなのですが、答弁というか、私には理解できない計画等がありましたので、それについてお聞きしてまいりたいと思います。

まず、防災計画、2番が廃棄物減量計画、3番の下水道ストックマネジメント、4番目に国民皆歯科健診、5番目、子ども読書活動推進計画、それから農業に関する計画についてということでお尋ねしていきたいと思います。

まず、防災関係なのですが、さきの亀谷課長の答弁では、今後、防災については改正等があった場合ということなので、この改正というのは法律の改正を意味しているというふうに思うのですが、私が聞いたのは、町で起こり得る水害とか地震とか火災とかそれについて、その対応をどうするのか。例えば、地震については耐震性を進める事業を起こすのか起こさないのか、あるいは火災については火災報知機が大分古くなったのでその取替え、交換を進めるのか進めないのか、そういうのを計画して住民の安全・安心を進めることがこの防災計画だというふうに思っておりますので、その辺についてお答えをいただきたいと思うんです。

それから、廃棄物についてもただ廃棄物減量推進だということで補正予算組まれましたけれども、今後問題になっているのは廃プラです。海洋汚染も含めて、人体に影響があるということになっている。これは、やはり何とかしなきゃならないので、分別作業といいますか、それを出さない方向で進めていかなきゃならないというふうに思うので、前回は答弁がなかったので、その辺の件についてお答えをいただきたいと思います。ただ、3Rでやりますよという、そういう答えは駄目ですよ。それでは何のお答えにもならないので。

それから、水道の経営戦略です、ストックマネジメント。今度、企業会計になったので、なおさら経費、経営、これについては非常に重要視されると思うので、これはぜひとも計画をつくってもらわないと、年次計画でせめて本管だけでも、枝管はいいとしても、本管だけでも先に計画してもらわないと困るので、その辺の考えをお聞きしたいです。

それから、国民皆歯科健診です。これは、来年度義務化されるんです。ですから、国のほうで健康づくり方針を進めていますから、その方針にのっとって自治体がいち早くどういうふうにするか、そういう計画は自治体独自でつくれると思うのです。それをつくってほしいのです。

それから、子どもの読書活動、今年度中に策定して公表する予定でございますということでお答えをいただきまして、今年中は過ぎましたけれども、教育長は乞う御期待をいただきたいというような答弁をいただきましたので、どのようなものかぜひお聞きしたいなど、そのように思います。

以上の点について、農業がちょっと長くなりますので、時間がありましたらお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

町の地域防災計画は、防災対策を実施するに当たり、町、県、防災関係機関、公共的団体、事業者及び町民がその有する全機能を発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動の適切な実施により、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための事項を定め、防災の万全を期すことを目的としております。

基本方針は五つございまして、まず一つ目は、阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえ、震度6弱以上の大規模地震も想定した防災対策の確立を図る。

二つ目、地震による被害を最小限とするため、利根町の災害特性を踏まえ、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

三つ目、風水害、大規模事故などによる被害を最小限とするため、利根町の災害特性を踏まえ、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

四つ目、各対策項目に関し、責任担当課の必要な措置を明示する。

最後に五つ目ですけれども、自らの身の安全は自らが守るとの観点から、町民、事業所の役割も明示するとともに、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、町民、町内各団体、事業所、ボランティア、行政の相互の協力方法を示すと定めております。

この計画は、国の防災基本計画に基づき作成しており、県地域防災計画に抵触するものであってはならないとされており、これは災害対策基本法第42条で定められております。

さらに、災害対策基本法第42条の中で、毎年、町地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないとされており、令和5年3月に修正したものが現在の計画でございます。この計画を基に、現在、防災活動を取っていただくというものですので、計画期間を設けていないところでございます。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） 廃棄物減量計画の計画期間について御答弁いたします。

五十嵐議員の質問でお答えしたのと重複してしまいますが、ごみの発生・排出抑制及び

排出されたごみの収集・運搬，中間処理，最終処分の適切な処理や循環型社会の構築を目指し，計画的にごみ処理を行うため，令和6年3月にごみ処理基本計画を策定いたしました。計画期間は令和6年度から令和20年度までの15年間とし，おおむね5年ごとに見直しを行います。

ごみ処理基本計画の主な目標といたしましては，排出抑制計画として，町民，事業者，行政が一体となって発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・ごみの発生回避（リフューズ）に取り組み，ごみ総排出量を減らすことを目指しております。

次に，資源化計画といたしまして，廃プラも含めましてごみ処理施設の分別・排出の徹底，強化に努めます。今後は，広域化も含め，新たなごみ処理体制の検討，現在ごみとして処理しているもののうち，資源化できる新たな方策の検討，新体制を構築し，資源化率の向上を目指します。

次に，収集運搬計画として，町民の良好な生活環境を維持するとともに，ごみの排出量やごみを取り巻く環境の変化に配慮した収集運搬体制を確立することを目指します。

次に，中間処理計画として，当町だけでなく共同処理を行っている組合全体で，ごみ処理及び資源化を安定的に行い，環境への負荷を低減した処理体制を確保します。今後は，広域化も含め，新たなごみ処理体制の構築を目指します。

次に，最終処分計画として，排出段階及び中間処理段階で最終処分量の減量化に努め，安全かつ衛生的な埋立て処分を目指します。

今回策定しましたごみ処理基本計画に基づきまして，町の廃棄物減量等推進審議会で協議するとともに，龍ヶ崎塵芥処理組合，龍ヶ崎市，河内町とも検討してまいりたいと思います。

続きまして，下水道のストックマネジメント計画につきましてお答えをいたします。

平成28年度に国土交通省において，下水道ストックマネジメント支援制度が創設されました。本支援制度の目的は，下水道施設全体を一体的に捉え，日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し，計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより，持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることです。

本支援制度の創設を受け，当町では下水道ストックマネジメント計画を策定いたしました。これにより，改築事業の推進のために必要な点検及び調査，並びに下水道施設の改築に対して国の支援を受けることができます。

第1期下水道ストックマネジメント計画は，平成30年5月に策定し，計画期間は平成31年度から令和5年度までの5年間となります。第1期計画では29スパン，計869.78メートルの汚水管渠更生工事を実施し，劣化・損傷の激しかった汚水管渠の下水道機能を改善いたしました。

また，令和4年度には第1期計画の工事がほぼ完了したことから，令和5年度に第2期

下水道ストックマネジメント計画を策定し、令和6年4月に国土交通省に提出し、受理されたところでございます。第2期の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。計画内の国庫補助の対象となる污水管渠は103スパン、計2,393.3メートルです。

今後は、当該污水管渠につきまして、令和7年度に工事の設計業務委託を行いまして、令和8年度から工事を進めていく予定でおります。

さらに、計画内の工事に係る費用の財源につきまして申し上げますと、2分の1を国庫補助で、残りは公共下水道債を活用して実施する予定でおります。

この後、令和6年度に策定を予定しております下水道事業の経営戦略の改定におきまして、ストックマネジメント計画に係る事業費等も含めた資金計画を作成しまして、下水道の維持管理と経営の両面から下水道事業を計画的に運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 国民皆歯科健診についてでございますが、歯周病は日本人の歯や口腔の主要な疾患となっており、成人期の有病者率が高いことや全身疾患や生活習慣との関係が指摘されていることなどから、歯周病対策を推進していくことが重要であると考えております。

生涯を通じて歯や口腔の健康を保つために、歯周病検診を通じて、歯や口腔の健康状態の検査や歯や口腔の健康に関連する生活習慣や全身疾患の状況を踏まえた歯科口腔保健指導等を行い、日常的に受診者自らが予防に努める必要も大切だと考えております。

現在、健康づくりとね21計画は、第3次計画として令和2年度から令和6年度までの5年間の計画となっており、令和6年度が最終年度となります。次期計画となる第4次計画は令和7年度から令和11年度までの計画期間となりますが、今年度内の策定に向けて、現在準備を進めているところでございます。厚生労働省が全面改訂をし本年3月28日に通知いたしました地方公共団体における歯科保健医療業務指針を、次期第4次計画に反映していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 古山生涯学習課長。

○生涯学習課長（古山栄一君） それではお答えいたします。

利根町子ども読書活動推進計画（第2次）につきましては、本年2月の教育委員会定例会に議案が提出され、教育委員の審議、議決を経て、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間で実施されております。

第5次利根町総合振興計画の基本方針3、誰もが夢を持ち続けるまちづくり、基本施策3、学びやすい生涯学習環境の整備の下に位置する個別計画としまして、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画及び茨城県のいばらき子ども読書活動推進計画を踏まえ、対象は乳幼児から中学

生となっております。子供の視点に立った読書推進を図るため、令和6年3月に策定されております。計画の内容は、町公式ホームページで公表し、また図書館でも閲覧ができます。

策定に当たっては、事前にアンケート調査等を行っており、小学2年生、5年生、中学2年生の児童生徒、その保護者にアンケート調査を行い、意見、意向を踏まえ計画を作成しております。アンケートの回答は、小学生で90%以上、中学生で84.3%と高い回答率となっており、関心の高さがうかがえております。

この計画は、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、子供の自由で自発的な読書活動を支援する、乳幼児期から親子で本に親しむことができる環境づくりを進める、家庭や地域、学校、図書館が連携し、社会全体が一体となって、子供の読書活動を推進するという基本理念を掲げており、子供の視線に立った読書推進を図るため、策定されております。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時50分とします。

午後2時39分休憩

午後2時50分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番通告、3番佐藤眞一議員。

〔3番佐藤眞一君登壇〕

○3番（佐藤眞一君） 4番通告、3番の佐藤眞一でございます。一昨日6月3日、能登半島輪島市の近くで震度5強の地震がありました。能登大地震の余震は、まだ続いています。そして、能登半島ではまだ災害の復興の見通しもなく、能登地方の皆さんは不安な日々を過ごされています。私は、被災者の皆さんの気持ちのことを思うと胸が痛みます。被災者の方々に対しお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を心より祈念しております。

さて、私が利根町議員に選出され、はや1年が経過いたしました。3月、第1回定例会で、私は令和6年度予算に関する審議に加わりました。予算の中身を自分なりに検討しましたが、いろいろ問題点も出てきました。私が一番疑問に感じたのは、その配分です。町民の貴重な税金の使われ方が本当に適切なのか、その点については、令和6年第1回議会定例会で率直に意見を述べさせていただきました。

また、私は、町民の皆様からいただいた要望を一般質問で述べさせていただきました。その中で、特に町民の方々から最も改善の要望が強い公共交通機関の改善については、声を大にして訴え続けてまいりました。令和6年度には利根町の公共交通計画が作成される運びになっております。一昨日の佐々木町長の冒頭での方針説明でも、7月下旬に骨子案が作成されるとのことでした。町民の方々の期待は非常に大きく、計画が計画どおり作成

されるよう、私はその進捗状況について厳しくチェックしていく所存です。ただ、計画をつくることももちろん重要ですが、問題はその速やかな実行です。これ以上の遅れは認められません。着実な計画の作成と実行を、今後とも求め続けていく所存です。

前置きが長くなりましたが、今回の一般質問では大きく三つの質問を取り上げました。まず第1に、利根町の防災対策についてです。第2点目としましては、行政の窓口サービスの向上策についてです。第3点目は、補聴器購入補助制度についてです。

それでは、まず第1に、防災対策についてです。3月の定例会では時間切れで質問できませんでしたが、その重要性は何ら変わりなく、今回もその問題を取り上げます。防災については、今回も私のほかに峯山議員、井原議員、山崎敬子議員、本谷 孝議員も防災対策を取り上げております。

また、茨城県議会は防災強化のため、12億3,000万円もの補正予算を組みました。今日の茨城新聞に書いている記事を御紹介いたします。県議会開会ということで、先手で災害対策加速を、補正予算案など14議案。県議会の第2回定例会は4日開会し、大井川和彦知事が防災・減災や人口減少への対策など12億2,300万円を追加する一般会計補正予算案を含めた14議案、報告1件を提出した。大井川知事は、過去の災害を教訓に先手先手で進めることが重要、対策を加速し、災害への対応能力向上を図ると述べたとっております。

また、茨城県だけではなく、茨城県の他市町村も防災予算の増額を議会で取り上げております。その理由としては、昨年9月の台風13号の水害がまだ記憶に新しく、お隣の取手市は双葉地区が過去にない規模の浸水災害がありました。利根町も対岸の火事ではありません。利根町でも線状降水帯による浸水が起きました。

また、皆さんの記憶に新しいところですが、今年1月の能登大地震が発生し、6か月たった現在もまだ復興が進んでおらず、奥能登ではまだ水道が使えない地域もあると聞いております。昨日の新聞では、いまだに3,000名もの避難者、そのうち1,200名の方は県外へ避難されていると書かれておりました。利根川と小貝川に挟まれている利根町は、まさに明日は我が身です。

では、第1番目の利根町の防災対策についてお伺いいたします。具体的な対策につきましては各課から御説明をいただきたいと思いますが、まず最初に、防災についての町長の基本的な考え方についてお伺いいたします。

町長は、日頃から自助・共助・公助というお考えを述べておられますが、そのお考えは変わらないでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員に申し上げます。通告の内容と違っているのですけれども、（1）の質問、通告に沿って質問してください。

亀谷防災危機管理課長。

〔防災危機管理課長亀谷英一君登壇〕

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 通告書に従いましてお答えさせていただきます。

それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

防災手引き及び洪水ハザードマップの更新についてでございますが、今年度予算がついておりますので、現在、今月末の契約に向け入札の準備をしているところでございます。

契約後、詳細なスケジュールが決まってくるところでございますが、町民の皆様には遅くとも3月には配布したいと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 自助・共助・公助、自分の身は自分で守る自助、地域住民や隣近所の方々がお互いに助け合う共助、行政による支援の公助がございます。災害による被害を最小限にとどめる、いわゆる減災対策として自助・共助・公助の役割分担が重要になってくると認識しており、特に自助と共助の能力を十分に高めておくことが重要だと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 佐々木町長、御回答ありがとうございます。私は実は、いろいろな考え方あると思いますけれども、ちょっと考え方が違いまして、自助・共助ではなく、その逆で公助・共助・自助だと考えているんです。自助が第一だとは私は考えておりません。譲っても共助が先であり、自助ではないと考えます。

災害時に自助などと言っている国は、日本以外にはありません。国によっては、公助、公助、公助だけというところもあります。日本の総理大臣が自助が一番だから、一番なのでしょう。

能登大地震を見ても、いまだに復興が遅れているのは、例えば水道水が使えないのは自分の力ではどうしようもありません。海底が4メートルも隆起して港が使えなくなったのは、個人の力ではどうすることもできません。

よく例えられるのは、能登大地震と台湾大地震における政府の対応の大きな違いです。能登大地震では、岸田総理大臣は現地に行こうとせず、アメリカ詣をしました。台湾では、総統がすぐ現地に赴き、国民に向かって政府が全面的に支援すると述べ、国民を安心させました。そして、台湾は急速に大地震から立ち直り、復興が進んでいます。

避難所につきましても、海外ではプライバシーが完全に守られたテントでスペースも広く、日本のような体育館で雑魚寝という国は珍しいです。食料も十分に供給され、住民は安心して生活できます。フィリピンやタイ、イタリアの避難所をテレビやネットで見たことがあります。日本に比べたらまさしく天国です。能登半島ではまだ食料も十分ではなく、復興も思うようにいっていないにもかかわらず、食料の援助を打ち切るというような冷たい施策が行われているのが、残念ながら日本です。

要は、日本政府の災害に対する国民の命と安全を守ろう、最大限の援助をしようという姿勢が欠如しているのです。民間のボランティア団体の活動や支援については大変素晴らしいものがありますが、では、1番目の質問に参ります。

利根町の「防災の手引き」及び「洪水ハザードマップ」は2019年版と非常に古く、その改訂についてはいつまでにできるのか。また、町民への配布のスケジュールはどうなっているかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員に申し上げます。先ほど亀谷防災危機管理課長からその答弁をいただいておりますけれども、再度質問しますか。

○3番（佐藤眞一君） 具体的にいつまでに配布できるかということなので、工程を。

○議長（大越勇一君） では、もう一度、亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 先ほどとかぶってしまいますが、現在、今月末の契約に向けて入札の準備をしているところでございます。この契約後に詳細なスケジュールが決まってくるところでございますが、町民の皆様には遅くとも3月には配布したいと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 次に、防災は、行政だけでは無理であり地域の協力なしではあり得ませんが、自治会や地域の自主防災組織との連携はどうなっているのか。また、地域の防災計画についてどうなっているのかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、自助・共助の連携が重要だと考えております。町といたしまして、防災訓練を通して自主防災組織との連携を図っているところでございます。

訓練の中で、各地区の実情に応じて避難訓練、応急物資の運搬、炊き出し訓練を行い、災害時における町と地区が連携した防災訓練を行っております。初めて防災訓練に参加する地区には、安否確認訓練や防災倉庫の点検など、まずできるところから訓練を行っていただきたいと働きかけているところでございまして、年々防災訓練への参加地区も増えてきている状況でございます。

今後も、全地区の自主防災組織と防災訓練を通して連携が取れるよう努めてまいります。

そのほか、各地区の代表者の方に出前講座、防災士資格取得補助金、自主防災組織活動支援補助金の説明など、自主防災組織の活性化に向け、働きかけを行っているところでございます。

地区の防災計画につきましては、その計画ができていない地区はまだないと認識しております。まずは、全地区の自主防災組織の活性化を目指しておりますので、活性化に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 先ほども私の中で共助という話を申し上げましたけれども、ちょうど新聞に紹介されている記事で、災害をきっかけにそういう隣近所のつながりができたという記事が紹介されております。取手の双葉地区なのですけれども、「共助」へ交流復

活，つながりを求め活動手探り。

取手市双葉地区は久しぶりの活気に沸いていた。1年前の大雨で越水した農業用水路近くの広場で5月19日，日曜午後に合わせ，フリーマーケットが開かれた。

広場は最も浸水被害が大きかった区域にある。主催したのは同地を拠点にする住民団体「つなぐ・双葉地域交流センター」。代表の中尾正幸さん（65歳）は「復興した現在の姿を見てほしかった」と開催の理由を説明する。

昨年8月，床上浸水した空き店舗をNPOや自治会などが復旧させ，交流の場に改造。今年3月に運営を住民団体に移行し，約80人の会費や寄附でやりくりする。毎週木曜午後には開放し，住民がお茶会や園芸，将棋など自由な時間を過ごす。不定期でイベントや防犯講座も開いている。

「つなぐ」が生まれた背景としては，大雨による苦い経験がある。浸水後，中尾さんはじめ有志十数人で地区内を約1週間かけて回った。「周りの人と付き合いがないから分からない」。そんな声が相次ぎ，住民の安否確認は難航した。

中尾さんらは「普段から交流する場があればよかった。住民が気軽に足を運べる拠点が必要」と痛感。そのときの巡回メンバーが設立に携わった。こういうふうで紹介されております。

では次に，第3点目の御質問をいたします。地域防災のリーダーを養成するため，利根町職員の「防災士」の資格取得状況についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

地域の防災リーダーを養成することの取組といたしまして，町民の方で区長から推薦を受けた方に防災士資格取得に係る費用の助成を行っております。

また，町内の防災士資格取得者で構成された利根町防災士連絡会を令和元年度に立ち上げております。この防災士連絡会は，防災・減災に関する会員相互の連携を図るとともに，地域の自主防災活動を推進し，安心・安全なまちづくりに寄与することを目的としております。現在，防災士連絡会の会員が34名おりまして，町と連携し，各所属地区の自主防災組織の活動を推進していただけるよう働きかけを行っているところでございます。

なお，町職員の防災士資格取得者は，31名となっております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 私ごとではありますけれども，1月25日，26日に滋賀県の唐崎，全国市町村国際文化研修所で防災と議員の役割というテーマで議員研修会が行われまして，山崎敬子議員と一緒に参加しております。私自身も防災士を取る予定です。

それから，常陸太田市の自主防災リーダー研修会という，こういうテーマがありましたので，これもちよっと短い文章ですので紹介させていただきます。

自主防災，役割学ぶ。常陸太田でリーダー研修。

常陸太田市の自主防災リーダー研修会が25日、同市町田町の水府総合センターで行われた。自主防災会マニュアルや避難行動要支援者名簿、6月に実施予定の災害対応訓練などについて説明。常総市根新田町内会の防災士、須賀英雄さんが地元の自主防災活動について講演した。研修会は午前と午後の2回実施し、市内の各自主防災会の役員など約200人以上が参加。市の各担当課が自主防災会の必要性や役割、迅速な連絡のためのメールアドレスの提供、避難行動要支援者名簿の利用などについて説明。太田警察署は、日頃からの避難準備や避難のタイミングなどの講話を行ったと。

先ほど防災危機管理課長の御説明にもありましたように、利根町でもそういう連絡会やっているとということで安心いたしました。

では、次の御質問に参ります。防災は、地域医療福祉との連携が不可欠です。利根町の医療機関、社協等との連携体制についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

医療機関との連携でございますが、現在の体制としまして、まず国保診療所から医療救護チームを編成いたします。国保診療所だけでは対応できない大規模な災害の場合は、取手市医師会及び県に医療救護チームの出動を要請いたします。県や取手市医師会と連携し、医師及び保健師などで構成する巡回チームを編成し、避難者の健康状態の把握及び健康相談を行い、巡回相談で把握した問題などについては効果的な対応ができるよう努めてまいります。そのほか、エコノミークラス症候群などの二次的健康障害防止のため、水分補給や健康体操などの保健指導の実施をいたします。

次に、社会福祉協議会との連携についてでございますが、福祉対策部に所属し、主に災害ボランティアの対応を行っていただくこととなっております。防災訓練でも災害ボランティア運営訓練を行い、町、災害対策本部と連携を図っているところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 災害になりますと、一番最初に被害を受けるのは高齢者とか子供とか弱者なので、そういう体制もあるということでお聞きいたしました。どうもありがとうございます。

次に、利根町は近年、外国人が急増し、昨年12月1日現在で27か国641人の外国人が住んでいます。世界で最も地震の多い日本であり、首都圏直下型の大地震も起こるかもしれない中で、日本語も不自由で、なおかつ大災害に慣れていない外国人は、災害時にパニックになる可能性も非常に大きいと考えます。利根町に住む外国人も日本人も同じ利根町民であり、防災意識の向上と災害の情報提供が大切になってきます。

そこで、外国人への防災意識の向上、情報発信についての町の考え方についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

現在、内閣府が外国人のために防災情報の取得方法をまとめたパンフレットなど作成しております。住民登録の際にお渡しをしております。また、利根国際学院、日本グローバルビジネス専門学校、ランインターナショナルに、住民登録時に配布しているパンフレットなどを基に防災情報を取得する方法を留学生等に周知していただけるように、毎年定期的に依頼をしております。さらに、外国人の出身国ごとにコミュニティーがあると聞いておりますので、こちらも併せて周知をお願いしているところでございます。

パンフレット記載のアプリをインストールし、アプリの設定から自国の言語を選択していただくことで、町の災害情報や避難情報等が確認できるようになり、必要な情報を取得することが可能となります。そのほか、町の公式ホームページで、茨城県及び公益財団法人茨城県国際交流協会が発行している多言語による災害時マニュアルを掲載しているところでございます。

引き続き、外国人への周知に努めていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） いろいろと施策をやっておられるということで、ありがとうございました。

これも一つ御紹介なのですけれども、外国人が非常に多いまちの神栖市なのですけれども、外国人が3,000人以上暮らしている神栖市では、外国人の防災意識向上やごみ分別や交通ルールなどの生活情報を収集しやすい体制づくりに努めると。防災対策については、来日して初めて地震を体験した外国人も少なくなく、日本語が流暢な外国人であっても、勧告など日常ではあまり使われない言葉は十分な理解が難しいと指摘。市は最寄りの避難所がすぐ分かるQRコードなどを載せた「かみす生活サポートカード」を配布し、利用法の周知を図っていると。さらに、外国人が通う日本語教室に出向き防災出前講座も実施していると、こういう事例を御紹介させていただきます。

それでは、防災についての質問を終わりました。次に、2番目の行政の窓口サービスの向上策についてお伺いいたします。

私が利根町の町民から聞いたところ、非常に残念なことでありますが、行政サービスについて大変厳しい声が伝わってまいります。そこでまず、行政の窓口サービスについてお伺いいたします。

現在、町役場や公共機関、例えば文化センター、コミュニティセンター、図書館などの窓口対応が個人によって異なり、担当外と断られる場合がありますが、誰がやっても対応できるような業務マニュアルの作成や複数担当制など、住民サービスの向上についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 事務処理マニュアルにつきましては、各課でほとんど作成済

みとなっております。ただし、適切に運用がされているかという点、そうでない課もある状況です。

また、複数担当制につきましても、仕事の内容が多種・多様化となっていることから、一人担当となっている仕事もある状況ですので、今後、事務処理マニュアルの適切な運用と、現在も行っている各係長が係内の仕事の内容を約30分程度説明するスキルアップ研修を引き続き実施してまいります。係長以下の職員は5回受講し、職員一人一人が自分の課の仕事の内容を把握することはもちろん、他課の仕事の内容も少しでも把握し、窓口対応や担当外の仕事でも対応できるようなスキルアップを図り、住民サービスの向上に努めてまいります。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） それでは、そのようにマニュアルの徹底ということでもよろしくお願いたします。コンビニやマクドナルドなど、アルバイトの店員は誰がやっても同じサービスができる仕組みになっています。民間では当たり前になっていることが、なぜ役所でできないのか、私は不思議に思います。

次の質問になりますけれども、昼休みに会議室の予約などの申込みができない施設がありますが、交代制で受付できるようにならないのですか。また、時差出勤により17時以降も窓口サービス、例えば図書館など、受けられるようなことを検討できないかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 昼休みに申込み等を受け付けない施設があるが、交代制で受付できるようにできないかとのことですが、地方公務員も一部適用される労働基準法第34条第2項において、休憩時間の一斉付与の原則が規定されており、地方公務員法第24条第5項においては、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めると規定されております。

利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第3項では、休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができると定めております。今後も、公務の運営上必要と判断した場合に限り、職員を交代させて昼休み窓口対応を行ってまいります。

次に、時差出勤により17時以降も窓口サービスを受けられるよう検討できないかとのことですが、現在、祝日と年末年始を除く毎週水曜日に、住民課窓口業務の一部を20時15分まで取り扱っております。現在の体制に見合う職員配置としており、追加で時差出勤を実施した場合、日中業務に支障を来すおそれがあるため、現在の職員数で夜間窓口サービスの追加については考えておりません。

あと、図書館の話も出ましたけれども、図書館も夏休みになると利用者のために時間を変えてというところでやっております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） そういうことで、私は近隣自治体、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、我孫子市などからお聞きしましたところ、昼休みを一斉に休憩している自治体は近隣にはありません。利根町だけ。あと、取手市市民会館、龍ヶ崎市民活動センター、コミュニティセンター、牛久生涯学習センター、取手市民会館、藤代公民館など、そういうところは全て昼休みも対応できるようになっているというふうに伺っております。

それから、開館時間なのですけれども、図書館なのですけれども、17時で閉館になるのは利根町のみです。牛久市は午前9時から午後7時まで、龍ヶ崎市は午前9時から午後7時半まで、それから取手市は午前9時半から午後6時まで、我孫子市は午前9時半から午後8時までとなっております。

ということで、利根町ではできないのでしょうか。よそでは皆さんできているのですけれども、なぜできないのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） まず、最初に言うてくださった、利根町だけ昼休みやっていないというところに聞こえたのですけれども、昼休み対応している課としましては、総務課、税務課、住民課、福祉課、子育て支援課、保険年金課、会計課、こちらは昼休み対応しております。また、昼当番なしでも対応できる課はほとんど対応している状況で、たまたまそのときに誰かいないというところはあるかもしれませんが、なるべくお客さんにはそういう対応を、担当とはしていませんけれども、職員がちゃんとそこにいて、なるべく対応できる体制を取っております。

あと、図書館等については、生涯学習課長のほうから。

○議長（大越勇一君） 古山生涯学習課長。

○生涯学習課長（古山栄一君） 夏休みの期間中でございますが、時間のほうは延長しておりますが、今ちょっと時間等が手元にありませんので、確認させていただいて、御報告ということでよろしいでしょうか。すみません。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 昼休みの受付なのですけれども、牛久市に聞きましたところ、職員は休まないといけないけれども、業者の方に頼んで必ず窓口でやられるようにしているということでした。

それから、私も会社で人事とかをやっておりましたし、それからハローワークの松戸でも働いていたのですけれども、昼休みは交代で休んでいました、時間をずらして。だから、それはできないのかなと思うのですけれども、それで今、利根町の図書館は、職員の数は何名いらっしゃるのですか。

○議長（大越勇一君） 古山生涯学習課長。

○生涯学習課長（古山栄一君） 図書館については、職員のほうは3名おります。

あと、先ほどの延長の件でございますが、7月23日火曜日から8月30日金曜日、18時まで延長しております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） それでは、御検討をひとつよろしく願いいたします。

○生涯学習課長（古山栄一君） 失礼しました。3名でなく、4名でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） それは正職員だけですか。非常勤の方とか入れて4名ですか。

○議長（大越勇一君） 古山生涯学習課長。

○生涯学習課長（古山栄一君） 正職員のほうが4名でございます。

○3番（佐藤眞一君） 非常勤の方もいらっしゃる。

○生涯学習課長（古山栄一君） 非常勤もいらっしゃいます。

○3番（佐藤眞一君） それらについてはなかなか難しいという御回答ですけれども、よそでもできていることですので、よろしく願いいたします。我孫子市は8時まで利用できるのですよ、図書館。

ということでこの件に関しての質問は終わらせていただきまして、次の3番目、町民が役場に来てもどこの窓口に入っていいかわからず、たらい回しにされる場合もあり、総合窓口を設置しワンストップサービスをすることを検討できないかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 窓口のワンストップサービスについてでございますが、当町では令和3年4月1日より、死亡に伴う窓口での税金、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、上下水道などの各種手続を亡くなられた方の御遺族がスムーズに進められるよう、おくやみ窓口を設置しております。

また、先ほどの答弁でも述べさせていただきました、職員スキルアップ研修でございますが、この研修は、基礎的知識の習得機会の拡大を図るとともに、住民サービスの充実及び人事異動の際の業務負担緩和を目的に実施しておりますが、他の課の業務内容を習得することにより、窓口いらした方々への御案内がスムーズに行える効果もあると考えております。

議員御質問の総合窓口を設置することにつきましては、限られた人数の職員を各課に配置し業務を行っていることから、現状では考えておりませんが、今後は町民の方々に各課の業務内容について「広報とね」を通じ随時お知らせするほか、来庁された方々にスムーズに担当窓口を御案内するよう職員に対して改めて周知徹底を図るなど、議員がおっしゃる、たらい回しのないよう住民サービスの向上に努めてまいります。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 今、死亡届の件でワンストップサービスのことを行っておられる、これは私の郷里の大分市も一緒なんです。そこに行ったらどこの順番で行けばいいと効率的に回れるようになっている、それをやっていたらいいということ、ちょっと知りませんでした。申し訳ありません。

あと、総合受付なのですけれども、これも他市町村、近隣市町村調べましたところ、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、我孫子市、全て総合案内係がおります。いないのは利根町だけです、悪いですけれども。

ということで、私、たまたま龍ヶ崎市の総合案内の方に行きましたら、その関連部署のところまで私を連れて行って、こういう方が来ておられますけれどもと説明してくれました。非常に助かりました。そういうことも検討していただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 利根町は規模が小さいので、最初はやろうかなと思っていたのですが、お客さんが職員のところに来たら、その職員が担当課のところまでついて行って話ができるように、あっちの課に行けではなくて一緒について行くような感じで指示しました。だから、そういう窓口は置かなくても、分からない人が来たら職員が次の窓口に連れて行くということはこの間の庁議で課長たちに話しましたので、これからちゃんとやっていくと思います。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） それでは、最後の3番目の補聴器の購入補助制度についてお伺いいたします。

利根町の高齢化率は高く、聴力の低下により困っておられる町民の方々が非常に多くなっております。補聴器はいいものでは30万円以上し、欲しくてもなかなか購入できない町民の方もおられます。利根町として、高齢者に対し、場合によっては高齢者だけではなくて聴力の弱い方に対しても、補聴器の購入補助制度について計画はあるかどうかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 加齢性難聴におきましては、聞き取りづらいことにより会話がうまくつながらないことがあります。このことにより会話をすることが苦痛になり、外出を控えてしまったり、他者とのコミュニケーションを避けてしまうことで認知症の進行が進んでしまう可能性もあるため、深刻な問題であると認識しております。

今後、後期高齢者が増加していく中で、補聴器が必要な方も増えてくると考えております。また、補聴器は高額であるため、低所得の高齢者には費用負担も大きなものであり、支援することの重要性については十分承知しております。

一方で、限られた財源の中で事業の必要性など優先順位をつけて実施しなければならぬため、今後、実施の必要性について検討していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 私自身もちょっと聴力弱くて、困って、自分が利用したいぐらいですけれども、ぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。

これも他市町村におきましては、私の聞いている範囲では、龍ヶ崎市が65歳以上の方に対して最大で3万円補助をしております。ちょうど「りゅうほ一」の4月号に掲載されております、詳しくは。

それからあと、取手市と牛久市につきましては、これは高齢者ではなくて難聴児、子供に対しての補助です。牛久市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業というのが平成27年10月から実施されておまして、同じく取手市も、同じ名前ですけれども、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業というものが実行されております。

利根町はいかがでしょう。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 利根町においても、難聴児の補助金の制度がございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 時間が来てしまったというか、質問の内容が終わりましたので、これで終わりにしたいと思います。前は時間不足ということで質問できませんでしたので、どうも失礼いたしました。

今回、これで私の質問を終わります。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一議員の質問が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回の本会議は、明日6月6日の午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時33分散会